

新宮町告示第23号

令和8年第1回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年2月18日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和8年3月3日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君	片岡 誠治君
温水 眞君	安武久美子君
庵原 伸一君	西 健太郎君
大牟田直人君	横大路政之君
北崎 和博君	牧野真紀子君
上畝地白馬君	松井 和行君

○3月3日に応招した議員

全員

○3月4日に応招した議員

全員

○3月5日に応招した議員

全員

○3月18日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和8年3月3日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第5号議案 専決処分について(令和7年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第4 第6号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第7号議案 新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第8号議案 新宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第9号議案 新宮町下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第10号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第11号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第12号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第13号議案 新宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第14号議案 新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第15号議案 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第16号議案 新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第17号議案 新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 第18号議案 新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 第19号議案 令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第20号議案 令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について

- 日程第19 第21号議案 令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第20 第22号議案 令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第23号議案 令和7年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第22 第24号議案 令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第23 第25号議案 令和7年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第24 第26号議案 令和8年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第25 第27号議案 令和8年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 第28号議案 令和8年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 第29号議案 令和8年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第28 第30号議案 令和8年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第29 第31号議案 令和8年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第30 第32号議案 令和8年度新宮町簡易水道事業会計予算について
- 日程第31 第33号議案 令和8年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計予算について
- 日程第32 第34号議案 令和8年度新宮町一般会計予算について
- 日程第33 第35号議案 工事請負契約の変更について（上府～三代線（三代地区）道路新設工事（第1工区））
- 日程第34 第36号議案 工事請負契約の変更について（そびあしんぐう外壁等改修工事）
- 日程第35 第37号議案 財産の取得について（A I ドリルアカウントライセンス購入）
- 日程第36 第38号議案 字の区域及び名称の変更について
- 日程第37 第39号議案 町道路線の認定について（三代土地区画整理事業地内新設道路）
- 日程第38 第40号議案 相島辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第39 第41号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第40 第42号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第41 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第42 報告第2号 令和8年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第43 報告第3号 令和8年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第44 報告第4号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第45 報告第5号 令和7年度定期監査の結果について
- 日程第46 報告第6号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第5号議案 専決処分について（令和7年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第4 第6号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第7号議案 新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第8号議案 新宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第9号議案 新宮町下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第10号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第11号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第12号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第13号議案 新宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第14号議案 新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第15号議案 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第16号議案 新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第17号議案 新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 第18号議案 新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 第19号議案 令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第20号議案 令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 第21号議案 令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第20 第22号議案 令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第23号議案 令和7年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第22 第24号議案 令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第23 第25号議案 令和7年度新宮町一般会計補正予算について

- 日程第24 第26号議案 令和8年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第25 第27号議案 令和8年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 第28号議案 令和8年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 第29号議案 令和8年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第28 第30号議案 令和8年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第29 第31号議案 令和8年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第30 第32号議案 令和8年度新宮町簡易水道事業会計予算について
- 日程第31 第33号議案 令和8年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計予算について
- 日程第32 第34号議案 令和8年度新宮町一般会計予算について
- 日程第33 第35号議案 工事請負契約の変更について（上府～三代線（三代地区）道路新設工事（第1工区））
- 日程第34 第36号議案 工事請負契約の変更について（そびあしんぐう外壁等改修工事）
- 日程第35 第37号議案 財産の取得について（A I ドリルアカウントライセンス購入）
- 日程第36 第38号議案 字の区域及び名称の変更について
- 日程第37 第39号議案 町道路線の認定について（三代土地区画整理事業地内新設道路）
- 日程第38 第40号議案 相島辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第39 第41号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第40 第42号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第41 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第42 報告第2号 令和8年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第43 報告第3号 令和8年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第44 報告第4号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第45 報告第5号 令和7年度定期監査の結果について
- 日程第46 報告第6号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 江口 正明君 | 2 番 | 片岡 誠治君 |
| 3 番 | 温水 眞君 | 4 番 | 安武久美子君 |
| 5 番 | 庵原 伸一君 | 6 番 | 西 健太郎君 |

事故に備えて、4番、安武久美子議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの16日間に決定いたしました。

会期の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりです。議員並びに執行部
のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和8年第1回新宮町議会定例会の開会に当たり、令和8年度の予算案及び主
要施策の概要について申し述べ、議員各位のご賛同とあわせて、町民の皆様の深いご理解と
格別のご協力を賜りたいと存じます。

まず、はじめに、私たちの町、新宮町は昨年、令和7年4月に昭和30年の合併から数えて
70周年という大きな節目を迎えました。しかし、8月9日に発生いたしました線状降水帯等
による大雨により、町内各所での道路冠水、床上浸水や土砂崩れなどが発生し、特に新宮中央
浄化センターは施設内の一部が水没したことによりまして、汚水処理ができない状況となり、
記念式典をはじめ、様々な記念行事や冠事業を中止する決断をせざるを得ませんでした。こ
の70周年という節目は、先人たちが築き上げてきた歴史を顧みると同時に、これからの新た
な10年、さらにはその先の未来に向けて、私たちがどのような責任を果たしていくかを千思
万考する、極めて重要な機会であったと認識いたしております。令和8年度は、まさにその次
のステージへの第一歩を踏み出す、希望に満ちた、しかし、身の引き締まる思いの年でござ
います。

さて、昨今の社会情勢を顧みますと、国際社会においては、2月28日にアメリカ合衆国と
イスラム国が共同で開始した大規模なイラン、イスラム共和国への攻撃は激しさを増し、イ
ラン人への反撃によりアラビア半島の大規模空港をはじめとする地域の国際航空便やホルム
ズ海峡を通過する船舶の航行に甚大な影響が出てきており、我が国にも大きな被害が生じて
おります。こうした中、米国とイスラムの攻撃により、イランのハメネイ最高指導者が死亡
したことにより、泥沼の報復合戦に突入すると報道がなされております。そのほか、各地で

続く紛争や緊張状態が世界経済に暗い影を落とし、地政学的緊張の高まりやエネルギー・食料価格の変動、急速な為替変動に加え、気候変動や感染症リスクなど、複合的かつ不確実性の高い状況に世界は直面いたしております。これらの動きは、決して遠い国の出来事ではなく、私たちの暮らす本町にも確実に影響を及ぼしております。世界情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応していく姿勢が今後ますます重要になると認識いたしております。

国内に目を向けますと、政治においては、高市早苗氏が昨年 10 月に内閣総理大臣に就任し、公明党との連立解消、日本維新の会との新たな連立など、目まぐるしく政治の枠組みが変化中、先般、衆議院を解散し、総選挙の結果、自由民主党が単独で3分の2を超える議席を得たことなどを踏まえ、今後も国政の動向に注視してまいりたいと考えております。経済に関しましては、令和 7 年度の実質 GDP 成長率は名目成長率 2.7 パーセント程度、実質成長率 1.2 パーセント程度と見込まれております。政府は、デフレからの脱却と「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現を目指し、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を目指しております。全般的には、緩やかな回復基調にはあるものの、長期化する物価高騰に関しては、エネルギー価格や食料品の高騰により国民の家計を圧迫し、特に生活困窮者や子育て世帯、高齢者世帯や中小事業者の皆様にとって影響が深刻化している現実を直視しなければならないと考えております。

本町といたしましても、こうした物価高騰を一時的な問題ではなく、生活基盤を揺るがす重要課題と捉え、町民の暮らしを守ることを最優先に取り組んでまいります。具体的な取組といたしまして、令和 7 年度に国の重点地方交付金を活用して、本町では町民の皆様全員に 1 人あたり 7,000 円の物価高騰対応定額給付金を早い方で今月末に支給する予定といたしております。また、デジタル社会の実現に向けた DX の推進につきましては、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化に対応するため、本年 1 月に移行作業を実行し、多少トラブルが散見されるものの、おおむね順調に運用がなされております。また、令和 7 年 12 月からは、窓口の証明手数料等の支払いにおいて、キャッシュレス決済システムを導入するなど、町民の皆さんの利便性向上や窓口業務の効率化に取り組んでおり、令和 8 年度は社会教育関連施設等の予約につきましても、キャッシュレス決済を導入できるよう準備を進めてまいります。さらに、地球温暖化対策、グリーン社会の実現などにつきましては、令和 4 年 2 月に宣言いたしました新宮町ゼロカーボンシティ宣言の実現に向け、新宮町地球温暖化対策実行計画に沿って機動的な施策展開を進めてまいります。また、令和 7 年 9 月に新宮町ワンヘルス推進宣言を行い、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と捉えるワンヘルスの理念に基づき、環境保全や生活環境の向上に取り組むとともに、感染症対策や健康づくり等の視点を踏まえた施策を推進してまいります。

それでは、新年度におきます主要施策、新規事業、特徴的事业と概要につきまして、第6次新宮町総合計画の基本計画の主要施策に沿って説明してまいります。

なお、令和7年度に第6次新宮町総合計画と新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化し、国の地方創生2.0基本構想に沿って取り組むこととしており、計画期間の中間年度となる今年度に前期基本計画の総括を見直しを行い、令和8年度から令和12年度までを後期基本計画として取り組んでまいります。それでは、基本計画の分野別基本目標ごとに述べさせていただきます。

まず最初に、基本目標1、「子育て環境が充実したまち」についてでございます。国においては、子ども未来戦略に基づく加速化プランを強力に推進しており、令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が本格的に始動するなど、社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりが加速しております。町におきましても、子育て支援の充実につきましては、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、将来に夢と希望を持って成長できるよう、家庭・地域・行政が一体となって、子どもと家庭を支えるまちづくりを目指します。令和6年度に開設いたしましたこども家庭センター「はぐうる」を中核として、妊娠期から子育て期の家庭、さらには子どもたち自身への切れ目のない支援体制を構築し、子どもと家庭に寄り添った包括的な支援を実現いたします。具体的には、令和7年度からおたふくかぜワクチンの接種費用や産後2週間・1か月の産婦健診費用の助成、里帰り出産者に対する産後ケア事業利用費助成の拡充。さらには、ひきこもりや不登校に対する子どもや家庭のサポート事業。また、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問しサポートする子育て世帯訪問事業を開始いたしました。また、昨年9月に策定いたしました新宮町旧新宮東幼稚園再利用基本構想に基づき、同園敷地を活用した「子どもの居場所」や支援施設などの整備について、令和8年度に民間活力導入の可能性を調査し、最適な整備手法について検討を進めてまいります。令和8年度の新たな施策といたしましては、乳児等通園支援事業で、いわゆる「こども誰でも通園制度」を開始し、育児中の保護者の負担軽減・支援を行っていくこととしております。さらに、RSウイルスワクチンの定期接種化への対応、5歳児健康診査を新たに開始いたします。就学前教育・保育の充実につきましては、特定保育・教育施設において、令和6年10月から新宮町独自の支援制度として第2子以降の保育料無償化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでおります。また、町立幼稚園におきます支援態勢の充実につきましては、医療的ケアを必要とする園児への対応も含め、関係機関と連携を図りながら、受入態勢や支援の在り方について、引き続き検討を進めてまいります。今後とも、すべての子どもたちが安心して成長できる環境づくりに努め、就学前教育・保育のさらなる充実を図ってまいります。次に、学校教育の充実については、ICTを活

用した GIGA スクール構想を引き続き推進するとともに、更新したタブレット端末や AI ドリルを活用し、学習環境の充実を図ってまいります。また、令和 7 年度に中学校体育館の空調整備を行い、今後は小学校への整備を順次進めてまいります。あわせて、蛍光灯の生産中止を見据え、小中学校の LED 化を計画的に実施してまいります。また、教員や子どもたちからも好評の小学校水泳授業委託事業や海外派遣事業につきましては、令和 8 年度も継続実施するとともに、部活動の民間委託についても順次拡充してまいります。加えまして、国の公立小学校における給食費負担軽減対策を受け、町立小学校に通う児童や非喫食児童の保護者に対して無償化を実施するとともに、町立中学校に通う生徒の保護者に対して補助の拡充を行ってまいります。また、新規事業といたしまして、新宮小学校昇降機設置工事、新宮東小学校体育館空調機設置等工事、新宮東小学校校舎屋上防水及び外壁改修工事を行ってまいります。青少年健全育成の推進につきましては、これまでどおり通学合宿や寺子屋事業を継続し、様々な体験や地域の交流を通じ、将来を担う子どもの育成を推進してまいります。

続きまして、基本目標 2、「自分らしく豊かな心を育むまち」です。生涯学習の推進につきましては、令和 7 年度から令和 8 年度にそびあしんぐう、令和 8 年度から令和 9 年度にシーオーレ新宮の施設・設備の更新を行うとともに、新町民体育館につきましては引き続きニーズ調査や運営方法について検討を継続してまいります。また、令和 8 年度から図書館の利便性を拡充するため、JR 新宮中央駅の自由通路にマイナンバーカードを活用した予約本貸し出しロッカーの設置を予定いたしております。生涯スポーツの推進につきましては、アビスパ福岡やライジングゼファー福岡に加え、令和 7 年 10 月に V リーグの福岡ギラソールと新たに協定を締結いたしましたので、より一層、子どもたちがスポーツの楽しさを知り、経験するきっかけとなることを期待しているところでございます。歴史の承継と文化の振興につきましては、横大路家住宅の保存修理事業を進めてまいります。人権施策の推進につきましては、人を思いやり快適に暮らせるまちづくりを進めるため、また、あらゆる差別に対する啓発や教育を積極的に推進するため、人権に関する町民意識調査結果を踏まえ見直しを行った人権教育・啓発基本指針実施計画に基づき事業を進めてまいります。

続きまして、基本目標 3、「共に支え合い健やかに暮らせるまち」でございます。健康づくりの推進につきましては、町民一人一人が生涯にわたり心身ともに健やかで、安心して暮らせるまちづくりを目指す新宮町健康増進計画に基づき、健康運動教室の拡充を図るなど、様々な取組を推進してまいります。また、生活習慣病の予防や重症化防止をはじめ、健康診査の受診促進、運動と食事をバランスよく取り入れる健康増進施策に積極的に取り組んでまいります。こころの健康は、健康づくりの基盤となる重要な要素であることから、関係機関と連携し、相談態勢の充実や早期支援につながる取組を進めます。また、自殺予防の対策と

して、令和7年度に実施いたしましたゲートキーパーを育成するための研修を引き続き令和8年度も継続してまいります。感染症対策につきましては、令和7年4月から高齢者への带状疱疹ワクチンの定期接種を開始したほか、感染症の予防及び拡大防止については関係機関と連携し、適切な対応に努めてまいります。地域福祉の充実につきましては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、新宮町社会福祉協議会やしんぐるっとの皆様と連携を強化し、見守り活動や相談支援態勢の充実を図るとともに、地域課題の早期発見と適切な支援につなげてまいります。なお、令和7年度に第3次地域福祉計画を策定し、令和8年度から「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進してまいります。次に、高齢者福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、保健事業と予防事業を一体的に実施し、高齢者の社会参加や生きがいを支援するため、地域活動や交流の場の充実を図るとともに、見守り態勢及び相談窓口の充実により、安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。なお、令和6年度から実施しております、町独自の高齢者のおでかけと社会参加を目的とした移動支援事業につきましては、令和8年度から要望が多かったマリックスとタクシーチケットのミックス券を交付することといたしております。介護予防につきましては、プログラムの内容の見直し、工夫、充実を図り、より多くの方が参加できるよう改善を図るとともに、認知症施策につきましても認知症カフェや認知症サポーター養成研修を充実するなど、地域で支える仕組みづくりを推進してまいります。障がい者福祉の充実につきましては、相談支援態勢の充実を図り、関係機関と連携しながら、ライフスタイルに応じた切れ目のない支援を行うとともに、就労支援や生活支援の充実を努め、自立と社会参加を支援し、地域全体で支え合う共生社会の実現を目指してまいります。社会保障の充実につきましては、地域医療体制の安定のため関係機関と連携し、持続的な人材の確保や機器の拡充等に取り組み、生活困窮等に陥った場合でも「しごと・暮らし相談室」などで支援できるよう、自立を促す仕組みづくりと相談態勢を充実させてまいります。

次に、基本目標4、「環境にやさしく快適に暮らせるまち」でございます。環境にやさしい社会の形成につきましては、令和4年2月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す町として、新宮町ゼロカーボンシティ宣言を行い、令和4年3月以降、第2次新宮町地球温暖化対策実行計画など、各種計画を策定しており、町民・事業者・行政が一体となり、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進、環境負荷の低減につながる取り組みを進めるとともに、資源循環型社会の構築に向け、ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルの推進に取り組むほか、自然と調和した持続可能なまちづくりを進めてまいります。魅力ある土地利用の推進につきましては、本会期中にお示しします改定版の都市計画マスタープランに基

づき、居住環境の整備や都市機能の適切な配置、防災・減災の視点を取り入れた安全・安心なまちづくりを計画に沿って取り組んでまいります。なお、下府・三代両土地区画整理事業につきましては、継続して支援を行い、令和8年度には下府土地区画整理事業地内及びその周辺地域の住居表示を実施し、また、三代土地区画整理事業に係る住居表示の事務に着手いたします。また、町内各地で進んでおります新たな開発計画などにつきましても、事業者と協議を進め適切な土地利用を進めてまいります。安全に移動できる道路網の整備につきましては、下府・三代の両土地区画整理事業区域内に新たに整備された道路の無電柱化をはじめ、通学路の歩道整備を進めてきた深町線道路改良事業も令和7年度末で完了いたします。また、都市計画道路三代的野線につきましては、三代土地区画整理事業により区域内の整備が着実に進められており、残り区間の整備につきましても早期の全線開通に向け、関係機関と協議を進めてまいります。昨年12月に事業化が決定されました（仮称）新宮スマートインターチェンジにつきましては、NEXCO西日本と協力して早期検討を目指して取り組んでまいります。公園緑地と自然環境の保全につきましては、的野・立花口地区など荒廃森林・竹林に対して森林環境税、森林環境譲与税を活用し、令和8年度におきましても継続して実施いたします。また、楯の松原と新宮海岸を次世代に引き継ぐため、議員各位をはじめ事業所、学校などのご協力のもと、松林を保全する取組を協働で進めているところでございます。令和8年度からは、新宮町クリーン作戦の日程を変更いたしますが、多くの町民や事業所の皆様にご参加いただき、環境保全の意識高揚が図られることを期待いたしております。公共交通などの充実につきましては、令和7年度で上府地区の深町線道路改良事業が完了することから、令和8年度にマリックスの路線変更等を検討いたします。また、JR新宮中央駅西口や西鉄新宮駅において発生いたしております慢性的な駐輪場不足の対策につきまして、調査・検討を行ってまいります。生活環境の充実につきましては、上水道事業において、老朽管の布設替えを引き続き実施するとともに、下水道管渠築造工事に伴う配水管布設替工事を実施いたします。下水道事業におきましても、原上地区の下水道管渠の整備を行い、新宮中央浄化センター水処理施設増設事業を進めてまいります。また、東部地域など公共下水道未整備区域についても、その汚水処理に係る調査・検討を行うことといたしております。なお、令和6年度から実施してまいりました住宅騒音防止対策事業費補助は、3年間の最終年度となっております。

次に、基本目標5、「安全で安心して暮らせるまち」でございます。災害に強いまちづくりの推進につきましては、昨年8月及び10月に発生した集中豪雨等の被災を受け、道路・河川につきまして被災箇所への復旧を進めるとともに、再度災害防止の観点から、排水機能の強化や護岸整備など必要な対策を講じてまいります。また、新宮中央浄化センターにつきましても、国・県と連携しながら着実な復旧工事及び再度災害防止の措置を進めていくとともに、

今後の水害等に対応するため、各種計画の策定及び見直し等を行ってまいります。その他、自主防災組織の立ち上げやその運営支援、さらに地域における防災意識の向上を図るため、防災専門官を中心に地域との協議を進め、防災力の強化に取り組んでまいります。また、新規事業といたしまして、消防団員の負担軽減や活動の充実強化を図るためのアプリの導入や消防団運営交付金の創設を行っております。防犯対策・交通安全対策の強化につきましては、警察や関係団体との連携を強化し、地域における見守り活動や防犯意識の向上に取り組み、安全体制につきましては、通学路をはじめとする危険個所の点検・改善を進めるとともに、交通安全施設の整備や啓発活動を継続的に実施し、事故の防止に努めてまいります。住民生活の保護につきましては、悪質商法や特殊詐欺などから町民を守るため、消費生活相談態勢の強化や迅速な情報提供、啓発活動を引き続き実施し、町のホームページや公式 LINE などを通して、被害の防止と早期救済に努めてまいります。

次に、基本目標 6、「地域の魅力を活かし、賑わいを生みだすまち」でございます。農水産業の振興につきましては、農業に係る担い手の確保・育成を進めますとともに、生産基盤の整備により生産性の向上と経営の安定化を図ってまいります。令和 8 年度は、立花口地区で農業機械導入に対し補助を行うとともに、有害鳥獣対策につきましても引き続き対応していく予定といたしております。水産業につきましては、漁業経営の安定化を支援するとともに、資源管理や漁場環境の保全に努め、将来にわたって持続可能な水産業の確立を目指してまいります。令和 8 年度は、漁業担い手確保・育成支援事業補助金により、新規漁師の育成を支援するほか、新宮漁港の荷さばき所を活用した鮮魚流通拠点整備事業を支援し、鮮魚や加工品の直接販売、流通を確立することで賑わいと漁業所得の向上及び安定を通して水産業の振興を図ってまいります。商工業の振興につきましては、中小企業・小規模事業者が安定した経営を継続できるよう、関係機関や商工会と連携し、経営支援や資金調達支援、経営改善に向けた取組を支援してまいります。また、創業支援や地域資源を活用した新たな産業創出や販路拡大を支援し、町内事業者とともに活力ある産業基盤を築くため、令和 8 年度に商工事業者包括的支援事業を実施してまいります。さらに、新宮スマートインターチェンジの事業化により、東部地域の産業の振興が期待されることから、企業誘致等につきましても力を入れていきたいと考えております。観光の振興につきましては、新宮町おもてなし協会や観光交流拠点施設の指定管理者と連携し、効果的な情報発信やプロモーション活動、観光交流活動を推進してまいります。なお、令和 7 年度には九州オルレ福岡、新宮・相島コースが新たにオープンし、相島への来島者増加を期待するとともに、東部地区観光交流拠点施設「こみんかみかん」、相島観光交流拠点施設「島の駅あいのしま」についても指定管理者が変わることにより、それぞれの施設を中心とした新たな賑わいと進展に期待をしているところでござい

す。地域振興の推進につきましては、まず、相島に関して引き続き、相島活性化協議会を中心に、移住・定住、活性化など様々な課題解決を目指して支援してまいります。また、東部地区につきましては、「こみんかみかん」が地元の皆様と来訪者の交流が活発に行われる施設となることも期待をいたしております。また、空き家対策といたしまして、とりわけ倒壊などが懸念される危険な空き家などに対応するため、空家等対策計画を策定し、実態の把握と対策に取り組んでまいります。

最後に、基本目標 7、「みんなの力でつくる持続可能なまち」でございます。協働のまちづくりの推進につきましては、特に地域コミュニティの活性化を重視し、自治会や地域活動を支え合い、町民同士のつながりを深めることが安心で元気な町の源と考えております。町民・活動団体・企業・行政が、それぞれの主体性と自立性を尊重するまちづくりを推進いたします。なお、行政懇談会につきましても引き続き町民の皆様と意見交換ができますよう、継続して実施してまいりる所存でございます。効率的な行財政運営につきましては、まず、行政の業務効率化については、現在、町行政における業務量に対し、職員数が相対的に少なく、採用試験を実施しても計画どおり採用ができず、職員 1 人当たりの業務負担が重くなっている状況と考えております。これを打開するため、職員手当の改定などの処遇改善やデジタル技術の活用、業務プロセスの見直しを行うことにより、迅速かつ的確な行政サービスを提供できるように努めてまいります。また、財政の健全化につきましては、現時点では財政指標には特に問題はないと考えておりますが、令和 8 年度は社会福祉費や教育関連の支出が大幅に増加しており、財政状況の悪化が懸念されております。事業のスリム化、財政運営の効率化、国や県などの補助金の活用などにより持続可能な財政基盤を確立できるよう努めてまいります。また、ふるさと納税につきましては、町の大きな財源となっておりますが、令和 7 年 10 月からはポータルサイトでのポイント付与が廃止され、令和 8 年度には経費比率の変更などが予定されているため、町としても慎重かつ工夫を重ねながらルール変更等に対応してまいりたいと考えております。また、令和 7 年度から実施いたしております庁舎の改修につきましては、令和 8 年度は外壁塗装、屋上防水、電話機の更新を行う予定といたしております。最後に、情報化の推進につきましては、近年デジタル技術の進展や町民のライフスタイルの変化により、行政サービスにおける利便性と効率性の向上が強く求められております。まず、行政手続きのさらなるデジタル化を推進し、マイナンバーカードを活用した電子申請の普及促進や書類等書かないで済む「書かない窓口」から将来的には「行かない窓口」を目指して、住民サービスの利便性を重点的に検討してまいります。また、職員の業務効率化を目的に、行政全体のデジタルトランスフォーメーションを推進してまいります。

最後に、令和 8 年度予算につきましては、国の動向も含め申し述べたいと思います。令和 8 年

度の国の一般会計予算案は、総額 122 兆円余りと過去最大規模で編成され、物価高への対応や持続的な賃上げの実現、デジタル化の推進、少子化対策などを柱とする経済対策が盛り込まれ、地方財政対策におきましては、地方交付税総額約 20 兆 9,000 億円が確保されております。また、従来の地方交付税だけにとどまらず、より柔軟な財源として使える交付金制度の充実が進められており、従前の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を新たに「地域未来交付金」とし、地域独自の創意工夫を支援する新たな交付金創設の方向性を打ち出しており、地域の産業振興や地方創生に資する取り組みに使える財源が新たに設けられるということで、町としても積極的に活用を検討してまいりたいと考えております。

以上のような国の見通しなどを踏まえ、本町の令和 8 年度の一般会計当初予算案は、予算総額 188 億 7,798 万円で、対前年度比 10.3 パーセントの増となっております。公営企業会計を除く 4 つの特別会計の予算総額は、31 億 5,322 万 1,000 円で、対前年度比 1.0 パーセントの減、公営企業会計 4 つの事業会計の予算総額は、37 億 3,455 万 4,000 円で、対前年度比 19.2 パーセントの増となっております。今後も、経常収支比率や健全化判断比率、地方債現在高などをチェックしながら、財政を健全に運営していきたいと考えております。これまでも申し述べました新年度の施策や事業を実施していくためには、人員や財源の不足が懸念される場所ではございますが、職員数につきましては令和 6 年度に策定いたしました定員適正化計画により適切に対応するとともに、状況に応じて適宜見直しを行ってまいります。また、新たに特定の課に業務が集中することのないよう、事務分掌につきましても一部変更することといたしております。今後の財政運営につきましては、近い将来に予測される事業を的確に見定めるとともに、随時、財政シミュレーションによる財政チェックを行いながら、今後とも住民サービスの維持向上はもちろんのこと、積極的にまちづくりを行ってまいりたいと考えております。また、町の財政は政局の動向や社会情勢等により大きく変動するものであることを前提として、国・県補助金、交付金の利活用には、大きな関心を持って有効的に活用できるよう努めてまいり所存でございます。今後とも町議会の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げまして、令和 8 年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、本日提案しております議案は、専決処分報告 1 議案、条例の改正 13 議案、令和 7 年度補正予算 7 議案、令和 8 年度当初予算案 9 議案、契約等 3 議案、路線認定等 2 議案、外部規約・協定等 3 議案の計 38 議案、諸報告 6 件となっております。なお、最終日には追加議案を予定いたしております。よろしくご審議いただきまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第5号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第5号議案、専決処分について、令和7年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） おはようございます。第5号議案、専決処分について、令和7年度新宮町一般会計補正予算について、令和8年1月20日付けで専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。理由といたしまして、衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙に関する経費が必要となったため、令和7年度新宮町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。2枚目に、専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,544万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億398万5千円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、10、11ページをお願いいたします。2款4項4目衆議院議員総選挙費は、1節報酬にパートタイム会計年度任用職員及び投開票管理者等に対する報酬、3節職員手当等に選挙事務に従事する職員の手当、8節旅費に期日前及び当日の投票管理者及び立会人に対する費用弁償等、10節需用費にポスター掲示板や事務用品などの消耗品、印刷製本費など、11節役務費に入場券の発送などの郵便料金や選挙用機器の保守にかかる費用など、12節委託料に選挙公報の配布や開票支援システム改修委託にかかる費用、13節使用料及び賃借料に選挙用備品のリース料をはじめ、各種使用料、14節工事請負費にポスター掲示板の設置及び撤去にかかる費用を計上しています。

次に、歳入予算について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。特定財源として、15款3項1目4節衆議院議員選挙事務委託金700万円を充当し、19款1項2目12目1節財政調整基金繰入金で収支調整をしております。なお、12ページ、13ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第5号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第5号議案は原案のとおり承認することに決

定しました。

日程第4. 第6号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第6号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第6号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、福岡県内における国民健康保険料水準の統一を見据えた本町の標準保険料率が福岡県から示されたこと、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部が施行されたこと及び国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものです。

今回の改正は、これまでご説明してきましたとおり、令和8年4月から子ども・子育て支援制度が始まり、国民健康保険においても当該支援金を国民健康保険税として賦課する必要が生じるため、新たに子ども・子育て支援金分に関する規定を設けることと、上位法の改正に基づき、課税限度額と低所得者に係る軽減判定基準の一部を改正するものでございます。子ども・子育て支援金分の保険税率については、福岡県から示された本町の標準保険料率をそのまま採用し、均等割額等の税額については、示された額の端数調整をした額としています。子ども・子育て支援金分以外は、令和7年度の額を据置きとしています。

改正条例の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により説明いたします。7ページをお願いします。7ページの第2条第2項、66万円を67万円に、10ページの第23条第1項各号列記以外の部分66万円を67万円に改める改正が、課税限度額の引上げによる改正でございます。12ページをお願いします。第23条第1項第2号、30万5,000円を31万円に、14ページの第23条第1項第3号、56万円を57万円に改める改正が低所得者に係る軽減判定基準の改正でございます。23ページをお願いします。附則第17条の規定は、時限立法で規定されていたもので既に失効していますので、削除するものでございます。ほかの改正は、子ども・子育て支援金分に係るもので、保険税率や保険税額、減額に関する規定を新たに設けています。9ページをお願いします。第9条の4の規定は、所得割の税率を100分の0.27とするもので、先ほどご説明しましたとおり、県から示された税率をそのまま採用しています。第9条の5の規定は、均等割額を被保険者1人につき1,000円とするものです。県から示された額は1,029円で、端数調整をし1,000円としています。第9条の6の規定は、18歳以上被保険者均等割額についての規定となります。これは今回の制度の趣旨から子育て世帯の負担が増えないよ

うに、18歳未満の被保険者に課される均等割額の全額軽減分を18歳以上の被保険者が負担することになっており、18歳以上被保険者均等割額を1人につき100円とするものです。県から示された額は68円で、端数調整をし100円としています。10ページの第9条の7の規定は、平等割額を1世帯につき1,000円とするものです。県から示された額は1,028円で、端数調整をし1,000円としています。同じく10ページから17ページまでの第23条の改正と17ページの第27条の2の改正は、子ども・子育て支援金分の減額及び減免について、新たに追加するものです。17ページから22ページまでの附則の改正は、子ども・子育て支援金分に係る規定が追加されたことに伴い改正するものです。6ページをお願いします。

附則として、施行期日を令和8年4月1日、ただし、第2条第2項第5項ただし書及び第23条の規定は地方税法施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。適用区分として、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第6号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第6号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。庵原委員長、よろしくお願いいたします。

日程第5. 第7号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第7号議案、新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第7号議案、新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものです。

改正条例の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により説明いたします。2ページを

お願いします。第4条第3項は、精神障害1級の手帳を持っている方が精神病床へ入院した場合、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるものを除き、重度障がい者医療費の支給はしないという規定でございます。この年齢要件を18歳に変更することで、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるものについては、精神病床への入院医療にかかる費用についても支給対象とするものです。第13条第1項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している箇所に条ずれが起きているため改正するものです。

附則として、施行期日を令和8年4月1日。ただし、改正後の第13条第1項の規定は令和7年10月1日から適用する。準備行為として、この条例による改正後の新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給資格の認定及び同条例第6条の規定による重度障がい者医療証の交付に関し必要な準備行為について、この条例の施行前においても行うことができるとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第7号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第8号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第8号議案、新宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（片山 勇二君） 第8号議案、新宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。提案理由といたしまして、気象注意報に係る文言が修正されたこと、及び粕屋北部消防組合火災予防条例の一部が改正され、林野火災注意報及び林野火災警報が新たに規定されたことに伴い、新宮町火入れに関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

まず、今回の改正の趣旨と概要について説明させていただきます。令和7年2月に、大船渡市で国内最大規模の林野火災が発生したことを受け、林野火災防止対策として粕屋北部消防組合火災予防条例の一部が改正され、林野火災に関する注意報及び警報が規定されました。林野火災に関する注意報及び警報が発せられた際には、火入れを行うことができないよう、

新宮町火入れに関する条例の一部を改正するものでございます。1 ページをお願いします。改正内容といたしまして、第 14 条第 1 項中「異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「乾燥注意報及び林野火災に関する注意報又は火災に関する警報が発せられた」に改め、同条第 2 項中「認められるとき」を「認められる場合」に改め、「異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「乾燥注意報及び林野火災に関する注意報又は火災に関する警報が発せられた場合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。なお、次のページに参考資料として新旧対照表をつけております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 8 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 8 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 第 9 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 7、第 9 号議案、新宮町下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） 第 9 号議案、新宮町下水道条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。提案理由といたしまして、公営企業として将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、経営が安定している必要があります。特に、公共下水道事業及び水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増していることから、経営改善を図るため、下水道使用料及び水道料金を改定するものです。

簡易水道事業については、負担の公平性を図るために、無償水量の廃止を主として簡易水道料金を改定いたします。あわせて、現況を鑑み、水道事業及び簡易水道事業における水道利用加入金等中の水源補強費の撤廃及び加入金を改定するものです。本改定に伴い、新宮町下水道条例等の一部を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いします。第 1 条、新宮町下水道条例の一部を改正するものです。具体的には、別表 2 を次のように改めます。基本使用料は、一月当たり 1,725 円に改めます。従量使用料につきましては、いずれも 1 立方メートル当たりの使用料を説明いたします。10 立方メー

トルまでは 60 円、10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでは 200 円、20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでは 210 円、30 立方メートルを超え 40 立方メートルまでは 220 円、40 立方メートルを超え 50 立方メートルまでは 230 円、50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでは 260 円、100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでは 280 円、200 立方メートルを超え 300 立方メートルまでは 310 円、300 立方メートルを超える部分は 330 円に改めます。また、新たに一時用として 400 円とするものです。下水道使用料の改定の詳細につきましては、7 ページの新旧対照表をご参照ください。

2 ページをお願いいたします。第 2 条、新宮町水道条例の一部を次のように改正するものです。まず、水道利用加入金に対する改正ですが、新宮町水道条例第 7 条に規定されている水源補強費を撤廃を行います。量水器口径別加入金に改めるものです。これに必要な条文の改正を行い、水源補強費の金額を定めている別表第 2 を削除するものです。改正後の加入金の詳細は、2 ページ下方の別表第 1 に、口径別加入金の総額を明示しております。詳細につきましては、量水器口径 13 ミリメートルは 19 万 3000 円、20 ミリメートルは 30 万円、25 ミリメートルは 47 万 1000 円、30 ミリメートルは 77 万 1000 円、40 ミリメートルは 77 万 1000 円、50 ミリメートルは 372 万 9000 円、75 ミリメートルは 591 万 4000 円、100 ミリメートル以上は、使用形態に応じたメーター器の能力により決定、に改めるものです。新旧対照表では、加入金額が増額されたように見受けられますが、本来、別表第 2 の水源補強費が加算されておりましたので、実際は安価になっております。水道利用加入金等の改正の詳細につきましては、9 から 10 ページの新旧対照表をご参照ください。次に、水道料金に関する条文改正ですが、第 7 条第 1 項及び 5 項は、別表第 2、水源補強費の削除によるものです。同条第 10 項で「13 ミリメートルに限り」を削除し、第 1 号から第 3 号までは該当がないことから削除するものです。第 26 条第 1 項につきましては、検針期間中における各月の使用料を明確にするために追加するものです。第 29 条第 1 項につきましては、基本料金負担の公平性の観点から、日割り計算を導入するものです。第 30 条第 2 項は、現在、電子決済等の普及により、料金納付書以外の納付に対応するためのものです。次に手数料に関する改正ですが、第 31 条第 1 項、第 2 項につきましては、給水調査手数料を量水器の口径にかかわらず一律 1 万円に統一するものです。別表第 3 におきましては、改正後の水道料金を記載しております。基本料金は 900 円とし、改定はございませんが、水を使用した分を公平に負担していただくために、現在の無償水量 6 立方メートルを廃止いたします。従量料金につきましては、いずれも 1 立方メートル当たりの料金を説明いたします。5 立方メートルまでは 20 円、5 立方メートルを超え 15 立方メートルまでは 200 円、15 立方メートルを超え 20 立方メートルまでは 220 円、20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでは 250 円、50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでは 290 円、100 立

方メートルを超える部分は 330 円、また、一時用として 400 円に改めるものです。水道料金の改正につきましては、10 ページの新旧対照表をご参照ください。

3 ページから 4 ページにまたがりませんが、3 ページのほうをお願いいたします。第 3 条、新宮町簡易水道条例の一部を次のように改正するものです。改正の内容は、水道条例と同様ですが、水道利用加入金に関しては、新宮町簡易水道条例第 7 条に規定されている水源補強費の削除を行い、量水器口径別の加入金に改めるものです。なお、加入金につきましては水道条例加入金と同額であり、必要な条文の改正を行いますが、第 7 条から第 31 条につきましても水道条例と同一内容ですので、説明を省略させていただきます。4 ページから 5 ページにかけて、簡易水道料金を記載させていただいております。別表第 3 におきまして、改定後の簡易水道料金を記載しております。基本料金は 1,300 円とし、改定はございませんが、水を使用された分を公平に負担していただくために、現在の無償水量 6 立方メートルを廃止いたします。従量料金につきましては、いずれも 1 立方メートル当たりの料金を説明させていただきます。従量料金といたしまして、5 立方メートルまでは 30 円、5 立方メートルを超え 10 立方メートルまでは 200 円、10 立方メートルを超え 15 立方メートルまでは 250 円、15 立方メートルを超える部分は 300 円、また、一時用を 400 円に改めるものです。簡易水道料金及び水道利用加入金等の改正の詳細につきましては、12、13 ページの新旧対照表をご参照ください。

附則といたしまして、この条例は令和 8 年 10 月 1 日から施行することとしております。

なお、5 ページから 6 ページにかけて、経過措置について記載しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。片岡議員。

○議員（2 番 片岡 誠治君） 先日の全員協議会の中でも説明を受けているんですけど、この施行の日が 10 月 1 日からっていうふうになっているんですけど、何かもうせっぱ詰まったような感じで受け取っているんですね、私は。以前から、この料金の改定などについて、1 度も検討とかはあっていなかったんですか。それと、この改定によって、やっぱり住民の方々はじめ、町内にはたくさんの事業者があつて、理髪店、美容室、飲食店、あとはやっぱり中小の事業所、介護施設とか、水をたくさん使うお仕事をされている方は町内にたくさんおられるんですね。そういう方たちに対して、この短い期間で、どのように理解していただけるような説明をされるのか。その辺、お聞かせいただけますか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） はい。お答えいたします。まず、今まで検討がなかったのかということになりますが、公共下水道事業の料金改定を平成 21 年度に実施した以降、

審議会等の開催があっておりませんでした。今回、令和5年6月に審議会条例の設置条例を制定させていただいた際、当初の目的といたしましては、国から求められておりました経営戦略の改定を主として進めてまいったんですけれども、その中で明示する必要があった収支計画を策定する中で、単年度赤字が連続して続くというところから、料金の改定を見直す必要があるというご指摘もあった中で、この料金の試算を進めてまいりました。利用者の方々に対する周知説明が、10月1日から施行の場合ということで、どういうやり方ということになるんですが、基本的には新旧対照表ですね、現況の利用の水量に応じた料金と改定した場合の料金の比較というのを準備させていただきながら、SNS といつかホームページ、公式 LINE を使った周知徹底を図るといのはもちろんですけれども、広報も含めて窓口、職員で全員で対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（松井 和行君） 片岡議員。

○議員（2番 片岡 誠治君） 今の説明を聞くとですね。経常状況に問題がなかったのかつていうところで、やっぱりその問題があるないにしても、これまでの長い30年近くの間、様々な経済状況から一般的に考えると、消費税が上がる、そのためにやっぱり値上げがいろいろな業種の中であっているのに、うちの町の水道料金だけはそういう折に触れて上げてきていない、検討してきていないということが、今後どういうふうに変わっていくかは、またいろいろ議論があるんでしょうけど、いきなり今回こういう形で値上げされるということ自体がちょっとやっぱり乱暴じゃないかなと思うんですよね。その辺りを踏まえて、今回2年前から検討されたということなんですけど、やっぱりもっと先に上がり幅を抑えて値上げしていかなければいけなかったんじゃないかというのは感じておられたんですか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） はい。お答えいたします。毎年、収支計画というものを策定させていただきながら、運転管理に係る収益的な収支と資本設備投資を行う資本的な収支というところで試算をしておりますので、実際その現金の増減については毎年把握をしております。これも9月までを料金を締めた上での仮決算を年度末における新年度予算を策定する上での決算見込みというのも踏まえた上で試算をしておりますので、そういった資金の減少というのは常々把握している状態です。過去に設備投資、管の整備等を実施している中で、できるだけ企業債の借入れを抑えるといった取組ですとか、逆にその工事自体を抑制するというような形で、できるだけ事業内で完結できるようになっていくことで取り組んでまいりたいのが、今までの現状になります。ただ、今回、改めてその収支計画を見た上で、水道事業については令和8年から令和17年度までの10年間、単年度全て赤字という試算になっており

ます。実際の使用水量が増えれば、料金収入は上がることにはなるんですけども、これもまだ状況としては確定ではございませんので、今の収支計画から大きくずれるというようなことには考えておりません。その中でやはり事業を継続していくというところから、料金を見直す必要があるという判断に至っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） この前、全協があったときに、ちょっと聞きそびれてましたんで細かいことですけど、もう1回ちょっと再度お伺いしたいと思います。今、片岡君のほうから水道のお話ありましたが、私はこの前聞いたときに、半世紀ぶりぐらい何か水道料金が上がるとかというふうに、ちょっと僕の記憶違いか分かりませんが、上がったんでという話だったので、数字を見てると1,000円ぐらいか、かと言ったらいかんですけど、だから水道料金の改定については別に反対ではないんですが、この下水道がすごく一般には不満を持たれるような改定じゃないかなという気がするんですね。この前、言われた資料をちょっと見てまして、23パーセントアップというふうに帳票でましたよね。基本料金が1,000円から1,725円と725円アップしますよ。従量料金が、これはあくまでも今までとの対比ですけど、30円アップと。こうなると、使用水量、一般的な家庭、これ家族構成がいろいろありますんで、いくらぐらい使われているかということはいろいろ格差があると思うんですけど、20立方メートルぐらいで1か月に使うとすると、現行2,600円が4,650円、これ2か月かな。178パーセントアップするんですね、30立方メートル使うとすると4,300円が6,650円、154パーセント、2,350円アップ。ですから、2,000円ぐらいアップするんですよ。それに、これは従量料金だけです。それから、基本料金が725円上がるとすれば、2,700円から2,800円上がって別に水道料金が1,000円ぐらい上がるんで、4,000円ぐらい上がるというふうになるんじゃないかなという計算になるんですが、私は下水道を上げることを反対するわけじゃないんですけど、もうちょっと上げ幅を柔らかくしてもらったらどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） はい。お答えいたします。現状の料金体系に対しまして、今回23パーセントという提示をさせていただいておりますが、様々な割合で試算をしてみました。今、ご指摘いただいたとおり、最初の導入を安価にしてっていう取組の場合、1例にはなるんですけども、現行料金体系に対して10パーセントの増を改定した場合、5年後には33パーセント上げなければならないという試算になっております。これをなぜする必要があるかと申し上げますと、今1番課題であります浄化センターの増設工事、まだ面整備が終

わっていない未普及地域への管渠の築造というのを鋭意進めていくために、現金として必要になる部分がございます。こういった2段階で上げた場合の、あと5年の上がり幅が現状よりももっと大きくなる。かつ、期末現金残高というのを試算しているんですけども、残る額としてはほとんど変わらないのであれば、その負担をできるだけ押しなべて平準化したほうがいいのではないかという判断で、今の改定の率とさせていただいております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。言われることは分かるんですよ。で、この前、単年度の純利益1億円ぐらいの試算をしていましたよね。いくらがいいかっていうのは別として、私は住民のね、そういう不満が出る可能性があるんで、それを和らげるためには純利益を5,000万円ぐらいにすれば、もっと幅が言われた30円という、今まで1年前の比較で30円、1立方メートル、それを20円とかにすることができるんじゃないかなと。そうすれば、ちょっと和らぐんじゃないかなということはあるんです。例えば、今までの負債っていうかね、持ち越しとるものが水道で10億円、下水道で50億円という、そして新たに中央浄化センターが20億円ぐらいかかるんじゃないかなというふうなことがあるんで、ものすごくいろいろ投資金額が大きくなるということは十分理解した上での話で、今おっしゃった5年後の部分をおっしゃいましたけど、審議会ですか、5年後にまた開催するときという話、こう書いてありますけど、それをですから5年後に、もう1回見直すとかっていうことも考えられないのかなということだと思っておりますが、いかがですか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） はい。お答えいたします。まず、当年度純利益につきましては、これには現金と非現金部分が含まれております。非現金というのが、過去に設置した構築物ですとか、機械、電気類の減価償却に当たるものが費用として耐用年数によって割り戻されます。収入といたしましては、過去に受けた交付金、補助金等を同じく耐用年数で割り崩して、収入として充てることのできるんですけども、これらは既に過去に支出と収入を得ておりますので、現金としての取扱いではございません。ただし、当年度純利益としてはその数値として反映してまいります。一方で、キャッシュフローの中では、これが現金だけが動く形になりますので、令和7年9月の決算のときにもちょっとお示しをさせていただいていたんですが、実際、当年度純利益として、6年度は4,600万円ほど純利益として出ている形にはなるんですけども、現金の増としては逆にマイナスになっておりまして、4,500万円マイナスになりますので、前年度の期末現金残高から現金が目減りする形になります。実際は、期末現金残高を詳細に見ていく必要がございますので、決算上、その数値を両方とも

明示させていただくので分かりにくいところではあるんですが、実際は現金の動きを見ながら事業経営を行っている状態です。

以上です。

○議長（松井 和行君） ほかに。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 付託予定みたいですので、細かい内容っていうのはちょっとここでなかなか難しいと思うんですけどね。

まず、そもそもこの9号議案、3つの条例の改正を一括りを出している。これは非常に乱暴というか、何かいろいろ難しい部分が出てくるのかなというふうを感じるんですが、そのところを出された理由があるのかどうか分かりませんが、私は基本的にはこれ一つ一つ条例改正出さないと、提案理由だってね、使用料等の改正に伴いとか、何かさらっと流してあるけど、これ一つ一つ提案理由は違うでしょう。少なくとも、やはり上水道に関しては加入金も入ってますし、簡易水道についてもやっぱり違うと思うんですね。だから、ここはやっぱりこれ分けるべきじゃなかろうかというふうには思うんですが、その見解を1点ね。

それとね、要は本日、提案されるに至った経過が、すごく拙速というか、じゃないかなというふうには私は思うんです。要は令和5年に、審議会条例を制定して8月に諮問を受けたんですね、審議会ね。そして、8年の1月に答申を出したというところ、そして議会で報告が2月19日、そして3月に上程をしとるわけですよ。要は2年半ですね、審議会ですらいろいろ審査をされて、多分14回ぐらいって言われたんですかね、審議会。ちょっと分からないんですけども。それをやって、議会のほうにその方向性の報告も全くと言っていいほどないですよ。なかったと思うんです。そして、2月の全協で言うたら上げますと、3月出しますと。これちょっと乱暴じゃなかろうかというふうには思うんですが、そこんこの見解ね。

それと加入金の減額っていうんですか、水源の補強費をなくすとか、それは分かるんですけどね。この加入金について、こういうふう将来的に検討していますとかいうことの報告なり説明なり、ありましたかね。私の記憶の中でないですよ。であればね、やはりしっかりこれ、こういうふうな検討をしていると、目的は何なのかということをやっぱり報告していかないと、これまで。これ、いきなり出ましたよね。そうじゃなかったって訂正してもらってもいいんですけど、そこんこの見解をお願いします。

○議長（松井 和行君） 上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） はい。お答えさせていただきます。まず1点目の条例を分けるべきだったんじゃないかという点につきましては、確かに審議をしていただく上では、複雑になってしまったというところは反省いたしております。ただ、今回審議会のほうで、ある程度出た答申をまとめてというところで、条例のほうを検討させていただきましたので、

こういった形になったというところで大変失礼いたしました。

それと、審議会を経て、今回の条例改正の条例を上げるという期間が短い、早いという点につきましては、本来、先ほどもちょっと申し上げさせていただいたんですが、目的が、国からの指導によって経営戦略を見直しなさいというところからスタートしておりました。その時点でも料金改定というところは、我々も含んではいなかったというのが現状です。検証していただく審議会の中で出た意見も踏まえて我々も考えなければならなかったときに、やはり議会の皆様にご報告をしていないというところにつきましては、事務局のちょっとミスだと考えております。その中でも12月の全員協議会の中で、審議会の最終的な案が4つ出たという段階で、私たちもある程度動かなければならないという認識はあったんですが、そこで料金改定もありうるということをやっぱりお伝えしておくべきだったと反省しております。

3点目の加入金の減額につきましては、一応これは収入として事務局で得られる第3条、収益的収入に当たる部分になるんですけども、ここについては利用者の負担を増というわけではなく、できるだけ利便性を上げるというところから、価格を下げるといった水源補強費という名前をなくすというところでも取り組んでおりましたので、これについても議会のほうに報告はさせていただいておりませんでした。ただ検証する上で必要で、利用者の皆さんと情報発信をしていく中で、少しずつ広めていければいいかと考えておりましたので、この時点での報告になっております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 何か反省していますと言われると、何も言えないのでね。これはまた後日、いろいろ提案とか、説明とかしていただきたいと思うんですが、まず基本的に条例改正を提案する場合に、やっぱり提案理由をしっかりとかなないといけないと思うんですよ。それは、先日、全協の中でも説明していただいた部分も含んでだと思っすね。でも、これがもう使用料の改正に伴って、これじゃ提案理由にならないんじゃないんですかっていうこと。要は、そこをしっかりともらわないと、要は以前にも出ましたけどね。エアコンが付いたことにより体育館の使用料の改定とかありましたよね。それとはちょっとわけが違いますよね、これ。町民のライフライン。それに、もう影響が大きくなるような改正ですよ。それと、町の未来を左右するような改正だと私は思うんですよ。であれば、やはり提案理由としてはしっかりと提案理由を述べないといけない。要は、この議案しか残らないんですから、後々も。だから、そこをしっかりとやらしてもらわないと、こんなさらっと流せるような軽微な改正じゃないですよ、これ、と私は思います。

もし、何かご意見があればお願いします。

○議長（松井 和行君） 上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） はい。お答えいたします。条例に記載させていただいております理由につきましては、確かにご指摘のとおり、使用料改定に伴いという、一言で終わっているのが現状でございます。後で目につくのも、この条例だけということであれば、ご指摘を重く受け止めさせていただきたいと思っております。この場で先ほど提案理由として、公営企業を継続というところを述べさせていただいたところですがけれども、町の発展のために生活インフラとして、公共下水道施設、水道施設を維持していくというところで、この経営の改善を図る必要があるというところから、今回の料金改定等に至っておりますので、ご理解いただければと考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） ほかに。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。今の質疑に対する答弁を聞いてて、私が1番気になることは、この2年前の審議会条例の際に、私は明確に質問したんですよ。要するに、経営改善を考える審議会であるならば、料金のことを触らざるを得なくなるんじゃないですか、料金改定がその中に織り込まれてるんじゃないんですかって、明確に質問したら、ありませんと。料金改定が前提の審議会ではありませんと。確かに、前提は違うかもしれないけれども、少なくとも我々が審議会条例、経営改善のための審議会って聞いたら、当然、料金に関わってくるんだろうという想定は、誰もつくはず。だから、私は聞いたんですよ。だったら、その際に、結果として料金改定に至る可能性は否定できませんって答弁してるんだったら、私はこの条例改正ね、出てきてもしようがないなというふうには思います。でも、当時否定したという事実をあなた方は非常に軽々に考えているんじゃないかなと思うんですよ。我々は、審議会の下請機関じゃないですよ、議会は。条例改正が適切であるのかどうかを審議するための組織なんです。ですから、我々が最終結論を出さないかんわけですよ。改定を認めるか、否か。そういうことから考えると、あまりにも先ほど北崎議員も言ったけども、要するに手続きがあまりにも軽々過ぎる。だから、手続き、手順については、私は厳しく反省していただきたいと思うし、これから条例制定審査に当たって、我々は今後、どう行政が取り組んでいくのかっていうのを真剣に考えていく必要があると私は思っています。ですから、ただ単に赤字ですから値上げさせてくださいって、済む話ではないということを申し上げて、どういうふうを受け止められるか、お答えをください。

○議長（松井 和行君） 上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） はい。お答えいたします。先ほど来からもありますが、

もう当初の目的から逸れた形で料金改定という点に至っている点につきましては、随時、ご報告、説明がなかったことについてはお詫び申し上げます。ただし、公営企業としてやりくりしていく上では、原則独立採算という中で税の投入がないというところで、自前でやっていく必要がございますので、今回料金改定というところにつながっておりますが、やはりその手順につきましては、もっと慎重にやっておく必要があったという点も反省はしております。ただし、先々のことを考えて、少しでも早く取り組まなければ、経営が成り立たなくなるといところからちょっと気の焦るところもあったんですけども、今回ちょっと短期的な条例改正の上程にまで至っております。今後につきましても、もっと慎重に審議等をしていただく上で、説明資料の作成ですとか、ご報告はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。もう一度申し上げておきます。当時、審議会条例設置したときの答弁、私の質問に対して答弁されたのはあなたじゃない。当時の担当課長が答弁した。しかしながら、行政は継続ですから、その時そういう答弁をしたという事実は、間違いなく議事録にも載っております。ですから、そういった意味で結局、それを踏まえて、どう対処するのかっていうのをこれから担当課及び執行部も含めて考えていただきたいという事を申し述べておきます。答弁、結構です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切ります。

お諮りします。第9号議案は、議長を除く議員11名の委員をもって構成する上下水道料金等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議なしと認めます。

したがって、第9号議案は、議長除く議員11名の委員をもって構成する上下水道料金等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（松井 和行君） ここで11時15分まで休憩をいたします。なお、休憩中に上下水道料金等調査特別委員会の正副委員長の選出をお願いいたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、正副委員長を選出していただきました結果、委員長には庵原伸一議員、副委員長には西健太郎議員ということに決まりましたので、ご報告いたします。

日程第 8. 第 10 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 8、第 10 号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） 第 10 号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。提案の理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等利用開始時の健康診断等の特例が追加されたこと及び令和 6 年 6 月 26 日に公布された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部が令和 8 年 12 月 25 日に施行されることに伴い、性暴力を防ぐための取組が求められることから、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものです。

改正の内容につきまして、新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。3 ページをお願いいたします。まず、令和 5 年 3 月に懲戒権について定めた内容を削除した第 14 条に、新たに児童対象性暴力等の防止に関する条文を追加しております。これの内容につきましては、家庭的保育事業等においても、性暴力等を防止し、利用乳幼児を適切に保護するために、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認、その他措置を講じなければならないことを規定するものとなっております。次に、第 18 条第 2 項は、同条第 1 項で行うことが義務づけられている健康診断について、行わないことができる特例として、これまで児童相談所等における乳児または幼児の利用開始前の健康診断というものがございましたが、これに母子保健法に基づく健康診査を加えるというものとなっております。2 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第 14 条の改正規定につきましては、法の施行に合わせて令和 8 年 12 月 25 日から施行するものです。

説明は以上となります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 10 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 第 11 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 9、第 11 号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 11 号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり条例案を提出するものでございます。提案理由につきまして、地域手当について、隣接する自治体の支給状況と均衡を図るため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

提案理由にもありましたように、近隣の自治体の支給状況ですけれども、福岡市さんが 10 パーセント、古賀市さんが 8 パーセント、福津市さんが 8 パーセント、宗像市さんが 8 パーセント、お隣の久山町さんが 6 パーセントという状況になっております。こういった状況の中で、新宮町としても、8 パーセントに上げたいということをお考えを今考えておまして、次のページ 1 ページをお願いいたします。次のように条例を改正するものでございます。第 10 条中「100 分の 6」を「100 分の 8」に改める。

附則としまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。参考までに、2 ページに新旧対照表を添付させていただいております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 11 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 10. 第 12 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 10、第 12 号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 12 号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり条例案を提出するものでございます。提案理由といたしまして、新宮町特別職報酬等審議会から新宮町議会議員の報酬について、改定する必要があるとの答申を受けたこと、及び新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。次のように、条例を改正するものです。まず、第 2 条第 1 項の表を次のように改めます。それぞれ職名が書いてある金額を、特別職報酬等審査会の答申のとおり額のとおりで改正するものでございます。なお、今回新たに議会運営委員会委員長について追加しており、常任委員会の委員長と同額ということでの今回条例改正をさせていただいております。次に、2 つ目としまして、別表を次のように改めるものでございます。費用弁償額につきまして、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当について、新宮町職員等の旅費に関する条例の例によるということで改正をしております。なお、日当につきましては、従前と同じように 1 日につき 2,500 円となっています。

附則としまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。2 としまして、経過措置も設けております。なお、参考までに新旧対照表を 2 ページに添付しております。ご参照ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 12 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 11. 第 13 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 11、第 13 号議案、新宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 13 号議案、新宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり条例案を提出するものでございます。提案理由といたしまして、職員の定数について、町立幼稚園の縮小等による教育機関の必要職員数の減少及び昨今の行政需

要の拡大・多様化と福祉施策の拡充による町長の事務部局の必要職員数の増加に対応するため、新宮町職員定数条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

飛びまして、2ページをお願いいたします。新旧対照表により説明をさせていただきます。現行、町長の事務部門の職員について、147名の定員になっておりますけれども、そちらを15名増やしまして162人、3号に規定をしております教育委員会の事務部門、所管に属する教育機関の職員55人を15名削減して、40人にするものです。なお、定員総数については改正前、改正後とも合計で208名ということになっております。

1ページに戻りまして、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第13号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第14号議案

○議長（松井 和行君） 日程第12、第14号議案、新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第14号議案、新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり条例案を提出するものでございます。提案理由といたしまして、新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例が公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

飛びまして、2ページをお願いいたします。新旧対照表により説明をさせていただきます。まず第3条といたしまして、第3条の第3号ですけれども、非常勤特別職の費用弁償について、一般職の職員に支給する旅費の例によるということにしておりますけれども、そのうち旅行雑費については適用しませんのでその部分を追加で入れさせていただいております。次に、

別表の2になります。こちら先ほどの議員の皆様の費用弁償と同じように、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費などは、職員の例によりますけれども、日当については従来どおり2,500円の規定をするということの改正を行っております。

1ページ戻りまして、附則としまして、まず1番目が、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。2番目として、経過措置を設けさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第14号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第15号議案

○議長（松井 和行君） 日程第13、第15号議案、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第15号議案、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり条例案を提出するものでございます。提案理由といたしまして、新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例が公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

飛びまして、2ページをお願いいたします。こちら、新旧対照表により説明をさせていただきます。費用弁償、第3条第3項につきまして、一般職職員に対する費用弁償の例によるということで準用するんですけれども、その際に旅行雑費については適用しませんので、除くを加えております。別表になります。費用弁償の額につきまして、こちら日当以外については、職員の旅費を準用するようにしておりますが、日当については従来どおり2,500円のまま残して規定するものでございます。1ページをお願いいたします。

附則としまして、1番目、この条例は令和8年4月1日から施行する。2番目として、経過措置を設けております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 15 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 14. 第 16 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 14、第 16 号議案、新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 16 号議案、新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり条例案を提出するものでございます。提案理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

飛びまして、4 ページをお願いいたします。新旧対照表により説明をさせていただきます。まず第 1 条です。こちらは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、引用する条文が追加繰下げになった部分で、第 19 条の部分を変更をさせていただいております。続きまして、第 17 条になります。こちらは、部分休業をすることができない職業を定義しているものなんですけれども、第 2 号中の条件について削除し、その中に規定されております非常勤職員について、定義についての項目で、以下で引用しない部分を削除しまして、非常勤職員についての引用を次条まで定義を引用しますので、次条において同じという項目を追加しております。続きまして、第 18 条です。こちらは、従来、部分休業については 1 日につき 2 時間という部分休業しかありませんでしたけれども、今回新たに制度を設けますので、その部分と区分するために、第 1 号部分休業と第 2 号部分休業という 2 つの区分を設けております。したがって、従来の制度については、第 1 号部分休業ということでの名称の変更をしております。なお、18 条については承認についての条文の整理をしております。次の 5 ページをお願いいたします。先ほど言いましたように、従来の部分休業については、第 1 号部分休業ということになりますので、第 2 項、第 3 項につきましても第 1 号という文言を加えております。続きまして、次が新しく設けられた制度になります。第 2 号部分休業ということで、こちらは 1 年につき勤務時間の 10 日相当分を自由に分けて休業できるというものになります。例えば、10 日の間であれば 1 日とったり、半日とったりとか、2 時間とったりと自由に休める部分休業になります。その部分が新しく加わりましたので、条例 18 条の 2 ということで、承認についての条文を加えております。6 ページをお願いいたします。次に、第 18 条の 3 になりますけ

れども、こちらは育児休業表で条例で定めるように、要件を定めるように指示がありますので、1年間の期間についてを定めたものになります。休業の1年間の期間については、4月1日から3月31日の1年間の期間としております。続きまして、第18条の4になります。こちらでも育児休業法のほうで、条例で定めるように定められている時間になります。こちらは先ほど言いました2号休業の時間数を定める条例の規定になります。1号と2号ありますけれども、1号が常勤の職員、2号が非常勤の職員になります。それぞれ勤務時間が、勤務時間の割合については、それぞれ10日分の時間数になります。続きまして、第18条の5になります。こちらでも育児休業法のほうで、条例で定めないといけなくなっている特別な事情になります。この特別な事情については、承認を得ている内容を変更する場合には、この事情によらない限りは認められないというものになります。次、7ページをお願いいたします。次、19条になります。こちらは、部分休業についての根拠規定を追記させていただいております。最後、20条になります。こちらは部分休業の承認を取り消す場合に、その事由についても定めたものになります。第3項変更ということを書いておりますけれども、この第3項変更というのが、先ほど申しました第18条の5、変更する場合の事由と同じ内容になっています。変更する内容と同じ事由であれば、繰越しもできるということになります。

2ページをお願いいたします。附則としまして、第1条、施行期日です。この条例は公布の日から施行しますが、令和7年10月1日から適用するものでございます。第2条については、経過措置のほうを設けさせていただいております。

説明は以上になります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第16号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第17号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第17号議案、新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第17号議案、新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり条例案を提出するものでございます。

提案理由といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。条例を次のように改正するものです。第 5 条の 3 を改正するもので、第 5 条の 3 につきましては深夜勤務及び時間外勤務の制限ということで、従来は 3 歳児に満たないお子さんをお持ちの職員については、勤務時間の制限があったんですけども、今後は小学校就学の始期に達するまでの子がおられる職員については、深夜勤務及び時間外勤務の制限を行うものでございます。次に、第 8 条の 5 に次の 3 条を加えるものでございます。こちらは先ほど言いました法律の改正に伴いまして、事業主のほうに課せられた義務の内容になります。まず 1 点目、第 8 条の 6 ですが、こちらは妊娠、出産について申出をした職員等に関する意向確認などをしないといけないというものになります。次、2 ページのほうにいきまして、第 8 条の 7 になります。こちらは、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等を行う義務化になります。続きまして、第 8 条の 8 になります。こちらは、勤務環境の整備に関する措置を行わなければならないという規定になります。

最後に附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用するものでございます。なお参考としまして、新旧対照表を 3 ページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 17 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 16. 第 18 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 16、第 18 号議案、新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 18 号議案、新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり条例案を提出するものでございます。提案理

由といたしまして、個人情報保護に関する法律に基づき、個人の権利利益を保護することを目的とした法令等の理念にのっとり、要配慮個人情報を新たに規定することとしたため、新宮町個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。条例を次のように改正するものです。第2条の次に次の1条を加えます。条例要配慮個人情報の規定を新たに設けるものです。これは、特に配慮が必要な個人情報を自治体独自が条例で定めることができるようになっておりまして、定めるものでございます。第2条の2といたしまして、特に配慮が必要な個人情報として、同和地区の所在地を含む記述等ということに定めさせていただいております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。今の説明だと、自治体判断で追加できるというようなことだったと思うんですが、今回この記述を加えたということは、俗に言う差別事象、もしくは行政に対する問い合わせ等、何がしかの状況があったから記載したのか、それとも一般的な自治体の動きの中で足並みをそろえて記載したのか、その辺の判断基準を説明してください。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えいたします。特に大きな差別事象があったというために今回したということではなくて、やはり重要な項目として、例えば福岡県さん自体も今、この規定を入れられています。そういった状況を見たときに、やはり部落差別を解消していく一つの手法として、ここに明記することが重要ではないかという判断のもと、今回改正をさせていただいているものでございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第18号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第19号議案

○議長（松井 和行君） 日程第17、第19号議案、令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予

算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第 19 号議案、令和 7 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,608 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 億 5,782 万 6,000 円とするものでございます。債務負担行為の補正としまして、第 2 表、債務負担行為補正により補正するものです。4 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正。事項としまして、代船備船料 203 万 3,000 円を計上しております。これにつきましては、令和 8 年 4 月の渡船「しんぐう」合入渠時の代船備船料として計上するものでございます。例年 4 月に入って契約を締結しておりますけれども、今回、備船している会社より、早めに契約して備船を確定したいとの相談がありまして、3 月中に契約をするために計上するものでございます。

歳出について説明いたします。12、13 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目事務費、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費、18 節負担金補助及び交付金につきましては、人件費になりますけれども、これにつきましては、知床遊覧船事故を受けまして、運行管理体制の強化のために船員 1 名増員する予定としておりましたが、運行管理者配置の取扱いが当初よりも柔軟化され、現在の体制で対応可能となったため、体制強化のための増員は行わないこととしたため減額するものです。なお、退職者補充のための採用につきましては、来年度以降、行っていく予定としております。8 節旅費につきましては、新宮のドックが近隣の事業者でできたため、職員の立会い分の旅費を減額しております。11 節役務費につきましては、電子マネー利用者が増えたため増額するものでございます。1 款 2 項 1 目事業費、8 節旅費につきましては、新宮ドックが近隣の事業者でできたことによりまして、主に渡船職員の立会い分、旅費を減額するものでございます。10 節需用費は、新宮ドックの執行残の減額と渡船待合所、上下水道料金、電気料金を見込みにより増額するものです。13 節使用料及び賃借料につきましては、代船備船料の確定による減額。14 節工事請負費は、船員採用を行なわなかったため、宿舍改修工事を実施しなかったことによる減額。26 節公課費は、消費税等の支払い見込額により減額するものです。14 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目事業収入、これにつきましては、令和 7 年度渡船利用者全体で約 21 万人の利用者を見込みまして、それに合わせて、それぞれ補正するものでございます。3 款 1 項 1 目渡船事業県補助金につきましては、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日の間の欠損に対する補助金の交付決定により増額するものでございます。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、それから 5 款 1 項 1 目繰越金につき

ましては、収支調整でございます。10、11 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目雑入につきましては、令和 6 年度に実施しました安全対策であります救命浮器の整備に対する補助金で、今回、新たに事業の補助金を受けることができたため計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3 番 温水 眞君） これ事業収入というのは、9,000 万円というふうになっていますよね。乗客数が、21 万人という報告がありましたけど、一般会計の繰入れをするのがもともとこれ 7,000 万円になっとるじゃないですか。当初予算のときに、僕は 3 月の予算委員会のときに、こんな金額は必要ないんじゃないですかという話をしたら、国とか県の補助金とかっていうのがまだ確定できてないというお話だったと思うんですけど、全体で一般会計の持ち出しを計算したら 5 億円ぐらいあるんですよ。例えば国民保険とか後期高齢者とか水道とか下水道とかね、今いろいろこれはここで事業をやっているメンバーの、これでなかなかハンドリングできない経費は、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど、渡船はある程度、乗客数の見込みをそれなりに今までの流れからみてシビアに見るのか、ある程度、予算をちゃんと見ながらの話ですけど、こういうのをきちっとすれば、これ一般会計の持ち出しなんか、本当国や県の補助金が云々とかということは別にしてね、半減できるんじゃないかと。もともとこれコロナ前はゼロでしょ、確か。いや、ここに資料ありますけど。だから、もうちょっと次の 8 年とか、次のところも含めて、もうちょっとシビアに見てもらったほうがいいんじゃないかなという気がしますが、いかがですか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 眞二君） はい。お答えいたします。一般会計繰入金につきましては、おっしゃいますように少ないほうがいいというのは考えておりますけども、予算を組むときとしましてはやはり収入の見込みですとか、やはりそこには国県の補助金もございますし、渡船利用者がどのくらいあるかというところも当然見込んではおりますけども、そこをどこまで見込むかというところはあるんですけども、そのときの状況によって、それまでの増え具合とか見込んで計上している状況でございます。令和の初め頃といいますか、コロナ前につきましては確かに繰入金をゼロというときもありました。その頃につきましては、やはり渡船がまだ新しい状況で、整備費用とかがまだそこまで大きくなかったというところもございません。渡船の整備費用につきましても、今回 10 年を経過してきておりまして、例えば期間ですとか、エンジン関係とか費用が大きく増加しているという面もございます。ですので、ここを一般会計繰入金がゼロにできるのかというところですけども、そこはなかなか今の状況としては難しいのかなというところで考えております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 5年に1度の渡船の改修とか、単年度ごとにいろいろ勘定科目が変わると思うんですけど、これは十分理解できるんですよ。ただやっぱり町税ね、50億円ぐらいしかないんで、その中のやっぱり5,000万円って言ったら100分の1ですわな。ですから、そういう部分については、よくシビアに運用をしてほしいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（松井 和行君） 答弁はいいですね。はい。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第19号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第20号議案

○議長（松井 和行君） 日程第18、第20号議案、令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第20号議案、令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ2,158万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,643万3,000円とするものでございます。

歳出について説明いたします。12、13ページをお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、新宮町国民健康保険特別会計に属する人件費等の補正と、10節需用費におきまして、自治体情報システムの標準化に伴い、新しく窓あき封筒等を印刷する予定が不要になったことによる執行残と、パンフレットの購入の執行残により消耗品費と印刷製本費の減額補正。13節使用料及び賃借料は、国民健康保険総合システムを使用するためのパソコンリース料が確定したことによる減額補正を行っております。3款1項1目につきましては、特定財源を特定するための財源更正を行っております。4款1項1目特定健康診査等事業費、13節使用料及び賃借料は、銀行管理システム利用料においてシステム標準化後に料金が改定される予定でしたが、標準化が先送りになり料金の改定がされなかったことによる減額補正です。14、15ページをお願いします。5款1項3目、保険給付費等交付金返還金につきましては、普通交付金返還金と特別交付金返還金の額が確定したことによる、2,225万6,000円の増額補正とな

っております。16、17 ページに給与費明細書を添付しております。

歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、2 節医療給付費分滞納繰越金及び 5 節介護納付金分現年課税分は収入見込みによる減額補正。3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金、2 節特別交付金、4 款 1 項 1 目の各繰入金、次のページの 5 款 1 項 1 目繰越金、これらにつきましてはその額が確定したため、それぞれ増減の補正を行っております。6 款 2 項 1 目雑入は、収入見込みによる減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 20 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 第 21 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 19、第 21 号議案、令和 7 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第 21 号議案、令和 7 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ 1,297 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,076 万 5,000 円とするものでございます。

歳出について説明いたします。12、13 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費、10 節需用費につきましては、後期高齢者医療専用プリンタートナーを購入予定でしたが、不要になったことによる減額補正。1 款 2 項 1 目徴収費、10 節需用費は、自治体情報システムの標準化に伴い、新しく窓あき封筒等を印刷する予定が不要になったことによる減額補正。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、執行見込みによる追加補正となっております。

歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料は、収入見込みによる減額補正。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、額が確定したことによる減額補正。2 節一般会計繰入金は、収支調整となっております。4 款 1 項 1 目繰越金は、額の確定による追加補正となっております。5 款 1 項 2 目過料及び 5 款 2 項 2 目還付加算金は、収入の見込みがないため減額補正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 21 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、13 時 15 分まで休憩といたします。

午後12時04分休憩

.....
午後1時15分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 20. 第 22 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 20、第 22 号議案、令和 7 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。お疲れさまです。第 22 号議案、令和 7 年度相島診療所事業特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

まず 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正についてです。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 302 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、4,737 万 5,000 円とするものです。

歳出について説明をさせていただきます。10、11 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目の一般管理費は、主に診療所に関わる人件費や管理運営にかかる費用です。4 節共済費から 11 節役務費までは、支出の見込みが予算額を下回るために減額をさせていただきます。12 節委託料の代診医師業務委託料及び看護師派遣委託料につきましては、悪天候時等の渡船の欠航等により、委託回数が減となる見込み等により減額をするものでございます。1 款 2 項 1 目の研究研修費についてです。8 節旅費は、医師の研修の際の旅費になります。年度の途中に診療所の医師が交代したことで、医師の研修先が変更となり、1 回当たりの旅費額が減となったため減額するものでございます。18 節負担金補助及び交付金の医師会負担金は、医師の経験年数が一定未満の場合、負担金の一部支払いが免除されることとなっており、医師の交代後に支払い免除額が確定したため減額をさせていただくものです。2 款 1 項 2 目の医療用衛生材料費と 2 款 1 項 3 目の薬務費は、見込額が予算額を下回るため減額をするものです。これは、今年度に入り島民の人口が減少傾向にあることや医師の個々の患者に対する診療の方針などに

よるものが主な原因となっております。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。8、9 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目総務使用料の診療報酬が減となっておりますのは、先ほど説明しましたとおり、今年度に入り島民の人口が減少傾向にあることや医薬材料費等が減となっていることからくるものでございます。3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、収支調整により減額するものです。4 款 1 項 1 目の繰越金は、前年度からの繰越金の額が確定したことにより増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 22 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 21. 第 23 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 21、第 23 号議案、令和 7 年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） 第 23 号議案、令和 7 年度新宮町水道事業会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いします。収益的収入及び支出、第 2 条、令和 7 年度水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものです。収入について説明いたします。第 1 款、水道事業収益は、補正予算額 49 万 2,000 円を減額し、合計 7 億 5,468 万 3,000 円とするものです。支出について説明いたします。第 1 款、水道事業費用は、補正予算額 13 万 9,000 円を増額し、合計 7 億 9,812 万 8,000 円とするものです。次に、企業債です。第 3 条、借入れ利率の上昇に対応するため、予算第 6 条に定めた企業債の利率を年 3.0 パーセントから年 4.0 パーセント以内に改めるものです。次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費です。第 4 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を補正するもので、職員給与費を 1 万 9,000 円増額し、合計 8,274 万 4,000 円とするものです。8、9 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出、先に支出を説明いたします。1 款 1 項 3 目総係費につきましては、地域手当及び通勤手当、郵送料の増に伴うものでございます。次に収入について説明いたします。1 款 2 項 2 目補助金につきましては、児童手当に係る一般会計補助金の減でございます。なお、4 ページから 6 ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 23 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 22. 第 24 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 22、第 24 号議案、令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（道脇 繁君） 第 24 号議案、令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いします。収益的収入及び支出、第 2 条、令和 7 年度公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収益的収入及び支出、第 2 条、令和 7 年度公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入について説明します。第 1 款、下水道事業収益を補正予算額 4,514 万 1,000 円減額し、合計の 12 億 1,728 万 4,000 円とするものです。支出について説明いたします。第 1 款下水道事業費用を補正予算額 7,313 万 9,000 円減額し、合計 12 億 2,666 万 4,000 円とするものです。資本的収入及び支出、第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 297,142 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,780 千円、過年度損益勘定留保資金 86,380 千円、当年度損益勘定留保資金 142,982 千円で補てんするものとする。」に改めるものです。収入について説明いたします。第 1 款資本的収入、補正予算額 1 億 7,795 万 1,000 円を減額し、合計 7 億 3,517 万 7,000 円とするものです。支出について説明いたします。第 1 款資本的支出、補正予算額、1 億 7,430 万円を減額し、合計の 10 億 3,231 万 9,000 円とするものです。2 ページをお願いします。次に、企業債でございます。第 4 条、予算第 7 条に定めた企業債の予定額について、下水道事業に係る限度額を 3 億 7,330 万円から 3 億 5,790 万円に減額し、災害復旧事業に係る限度額を 1 億 400 万円から 3,090 万円に減額し、利率を 3.0 パーセント以内から年 4.0 パーセント以内に改めるものです。次に、他会計からの補助金でございます。第 5 条、予算第 11 条に定めた他会計からの補助金、「305,790 千円」を「267,113 千円」に改めるものです。8 ページ、9 ページ

をお願いします。先に支出について説明いたします。1 款 1 項 1 目管渠費は、内水浸水想定区域図作成業務委託料の事業費確定に伴う減でございます。同じく、3 目中央処理区管理費は、被災に伴い、処理場の清掃等に水道水を使用したことに伴う増でございます。同じく、4 目総係費は、納付書等の発送の増、事業所等へ通知を送る際の郵送料の増でございます。同じく、3 項 2 目災害による損失ですが、新宮中央浄化センター災害対応事業費の減に伴う減でございます。次に、収入について説明いたします。1 款 1 項 3 目負担金は、内水浸水想定区域図作成業務委託料の増に伴うものでございます。同じく、4 目国庫補助金は、防災安全交付金の確定に伴い、補助金の一部を 4 条予算に組替えたことによる減です。同じく 2 項 2 目補助金は、分流式下水道に要する経費分の減に伴うものでございます。同じく、3 項 2 目その他特別利益は、新宮中央浄化センター災害対応事業費の減に伴う一般会計補助金の減でございます。資本的収入及び支出、先に支出について説明をいたします。1 款 1 項 2 目雨水管路建設費ですが、事業費確定に伴う減でございます。同じく、7 目災害復旧費ですが、新宮中央浄化センター災害復旧事業費の減に伴う減でございます。次に、収入について説明いたします。1 款 1 項 1 目企業債ですが、事業費の減に伴う公共下水道事業債及び災害復旧事業債の減でございます。同じく、2 項 1 目他会計補助金ですが、新宮中央浄化センターの被災を受けて、再度災害防止検討業務に関する一般会計補助金の増でございます。同じく、3 項 1 目国庫補助金ですが、新宮中央浄化センター災害復旧事業費の減に伴う減でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 24 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 23. 第 25 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 23、第 25 号議案、令和 7 年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第 25 号議案、令和 7 年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 4,178 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ 185 億 8,298 万 7,000 円とするものでございます。

第 2 条、継続費の補正、第 3 条、繰越明許費の補正、第 4 条、債務負担行為の補正、第 5 条、地方債の補正につきましては、6 ページ、7 ページになります。6 ページをお願いいたします。

第 2 表、継続費補正は廃止としまして 1 事業、10 款 7 項新体育館建設基本構想・基本計画策定委託料を計上しています。本事業は、新体育館建設について、基本構想と基本計画を令和 7 年度及び令和 8 年度の 2 か年度で策定する予定としておりましたが、基本構想策定までを令和 7 年度の単年度事業で実施したため、継続費を廃止するものです。

第 3 表、繰越明許費補正は追加として 7 事業、変更として 1 事業を計上しています。追加の 2 款 3 項システム改修委託料、8 款 2 項町道改良舗装工事費、8 款 4 項都市計画マスタープラン等策定補助委託料、三代土地区画整理事業負担金、社会資本整備事業（上府～三代線道路新設工事・干原線道路改良事業）、9 款 1 項防災行政無線維持管理事業、防災行政無線施設整備事業につきましては、年度内の完了が見込めないため繰り越すもので金額は記載のとおりでございます。変更は、11 款 2 項現年災害復旧工事費（萱原川災害復旧工事費）として計上していたものを現年災害復旧工事費（萱原川災害復旧工事・沖田～緑ヶ浜線昇降機等復旧工事）に変更するもので補正前、補正後の金額は記載のとおりでございます。

第 4 表、債務負担行為補正は、追加としまして 5 項目を計上しています。指定管理者管理委託料（学童保育所）及び給食調理委託料（相島小学校及び新宮中学校相島分校）は、それぞれ債務負担行為を計上しておりますが、人件費の上昇や物価高騰により限度額が不足する見込みとなったため、妊産婦健康診査委託料は、令和 8 年度開始とともに事業が執行できるよう、今年度中に契約等の事務を行う必要があるため、あと 2 つは、玄界環境組合及び粕屋北部消防組合が令和 7 年度に発行した地方債の償還に係る経費について債務負担行為を行うもので、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

7 ページをお願いいたします。第 5 表、地方債補正は、変更として 16 事業を計上しています。金利の上昇により、長期の貸付利率が 3 パーセントを超えているため、利率を 5.0 パーセント以内とすること。それぞれの事業費が確定したことによる限度額の変更が 15 事業、うち 2 事業はゼロとするものでございます。起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

それでは、これから歳出予算の説明をいたしますが、款を追いながらの説明の前に、今回の補正予算の人件費に関わるものの説明をいたします。新規採用職員の給料、手当等の増減、その他職員の時間外勤務手当等の増減や会計年度任用職員の給料、報酬、手当等の増減、またそれに伴う共済組合負担金や社会保険料等の減を行っております。また、今回の補正に関しましては、実績等に伴う増減、入札等による執行残の減額などが多くあり、特定財源につ

きましても歳出の増減に伴うもの、国県支出金の交付決定などにより、歳出の増減を伴わない財源更正も行っておりますので、主だったものについて増額補正を中心に説明させていただきます。

それでは 40、41 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目議会費は、議会システム更新に伴う委託料確定等による執行残を減額しております。2 款 1 項 1 目一般管理費、11 節のコミュニティ活動災害補償保険料、12 節職員健康診断委託料、18 節職員福利厚生費補助金、職員採用試験共同実施負担金は、事業費の確定等による減額、12 節ワンストップ特例申請書受付業務委託料、13 節公金システム使用料及びポータルサイト使用料につきましては、これまでのふるさと応援寄附金の状況を鑑みて、関連経費を増額するものです。特定財源は、15 款 2 項 1 目 1 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、16 款 2 項 3 目 3 節出産・子育て応援交付金県費補助金、利用者支援事業費補助金、16 款 3 項 1 目 4 節国勢調査事務委託金、21 款 5 項 3 目 1 節派遣職員人件費返納金、包括的支援事業交付金の一部を増額または減額し充当するものです。4 目会計管理費は、特定財源、16 款 3 項 1 目 4 節国勢調査事務委託金の一部を充当することによる財源更正です。

42、43 ページをお願いいたします。5 目財産管理費は、執行残を減額するものです。特定財源は、22 款 1 項 1 目 1 節電動車導入事業債を減額し充当するものです。6 目企画費は、事業費の確定等により減額しております。7 目電算管理費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源は、21 款 5 項 3 目 1 節デジタル基盤改革支援補助金を充当、22 款 1 項 1 目 2 節デジタル活用推進事業債を減額し充当するものです。8 目交通安全対策費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源は、16 款 2 項 1 目 1 節高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金を減額し充当するものです。10 目国土調査費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源は、15 款 2 項 1 目 3 節社会資本整備総合交付金、16 款 1 項 1 目 1 節地籍調査費負担金を減額し充当するものです。

44、45 ページをお願いいたします。11 目まちづくり事業費、13 目まち・ひと・しごと創生総合戦略費は、事業費の確定等により減額するものです。14 目諸費は、特定財源の 16 款 2 項 1 目 4 節安全・安心まちづくり団体支援事業補助金、16 款 2 項 1 目 4 節防犯対策カメラ設置支援事業補助金を減額し充当することによる財源更正です。15 目定額減税補足給付金給付事業費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源は、15 款 2 項 1 目 1 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を減額し充当するものです。

46、47 ページをお願いいたします。2 項 1 目税務総務費は、パートタイム会計年度任用職員の報酬を増額するものです。特定財源は、15 款 2 項 1 目 1 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を充当するものです。2 目賦課徴収費は、事業費の確定等による減額してお

ります。3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、12 節システム改修委託料は、繰越明許費にも計上しておりますが、旧氏記載機能に係る戸籍附票・コンビニ交付のシステム改修、氏名の振り仮名職権記載に係る住基システム改修の委託料を計上、その他は事業費の確定等により減額計上しております。特定財源は、14 款 2 項 1 目 3 節戸籍手数料、住民票手数料、14 款 2 項 1 目 4 節印鑑登録手数料、15 款 2 項 1 目 4 節社会保障・税番号制度システム整備費補助金を減額または増額し充当するものです。

48、49 ページをお願いいたします。5 項 1 目統計調査総務費は、人件費を減額し、特定財源は、16 款 3 項 1 目 4 節国勢調査事務委託金の一部を充当するものです。2 目指定統計調査費は、事業費の確定等により減額し、特定財源は、16 款 3 項 1 目 4 節国勢調査事務委託金の一部、農林業センサス事務委託金、経済センサス事務委託金を減額し充当するものです。6 項 1 目監査委員費は、事業費の確定等により減額しております。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費は、事業費の確定等による減額。

次のページ、50、51 ページをお願いいたします。27 節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計繰り出すもので減額して計上しております。特定財源としまして、15 款 1 項 1 目 1 節、15 款 2 項 2 目 1 節及び 16 款 1 項 2 目 1 節保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険料負担金、産前産後保険料負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、市町村民生委員推薦会負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金を減額または増額し充当するものです。2 目福祉センター管理費は、特定財源の 14 款 1 項 2 目 1 節福祉センター施設占用料を減額し充当することによる財源更正です。4 目老人福祉費、19 節は事業費の確定等により減額しております。特定財源としまして、16 款 2 項 2 目 2 節高齢者社会活動推進等事業費補助金を減額し充当、21 款 5 項 3 目 1 節地域支援事業交付金及び包括的支援事業交付金の一部を増額または減額し充当するものです。5 目人権・同和政策費は、事業費の確定により減額しております。特定財源としまして、16 款 2 項 8 目 4 節人権・同和问题啓発事業費補助金の一部及び 16 款 3 項 2 目 2 節人権啓発活動委託金を減額し充当するものです。6 目重度障害者医療対策費は、特定財源の 16 款 2 項 2 目 3 節重度障害者医療費補助金を減額し充当することによる財源更正です。7 目障害者福祉費、22 節障害者国庫・県支出金返還金は、前年度補助金の確定に伴い、返還が生じるものについて計上するものです。特定財源は、15 款 1 項 1 目 2 節障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費国庫負担金、16 款 1 項 2 目 2 節障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金を減額し充当するものです。人件費を除くその他の項目につきましては、事業の見込みにより減額しております。8 目介護保険事業費は、18 節県介護保険広域連合負担金は、福岡県介護保険広域連合からの通知に基づき減額しております。特定財源は、21 款 5 項 3 目 1 節派遣人件費返納金の一部を充当するものです。9 目後期高

齡者医療対策費、27 節後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計繰り出すもので、増額計上しており、特定財源は、16 款 1 項 2 目 3 節後期高齢者医療保険基盤安定負担金を県からの通知に基づき減額し充当しています。

52、53 ページをお願いいたします。2 項 1 目児童福祉総務費、19 節施設型給付費・地域型保育給付費、子育て支援施設等利用給付費は、事業の見込みにより増額しております。その他の項目につきましては、人件費を除き、事業の見込みにより減額しております。特定財源としまして、13 款 1 項 1 目 2 節児童福祉施設費負担金、15 款 1 項 1 目 4 節児童手当交付金、15 款 2 項 1 目 1 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部、16 款 1 項 2 目 5 節児童手当負担金、16 款 2 項 2 目 5 節延長保育促進事業費補助金、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金、多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金、保育所等給食支援費補助金を増額または減額し充当するものです。3 目児童福祉施設費は、特定財源の 14 款 1 項 2 目 2 節相島保育所使用料、16 款 2 項 2 目 7 節放課後児童クラブ利用料減免事業補助金を減額し充当することによる財源更正です。5 目子ども医療対策費、10 節印刷製本費は、事業費の確定により減額、19 節子ども医療費は、事業の見込みにより増額しております。特定財源は、16 款 2 項 2 目 8 節子ども医療費補助金、21 款 5 項 2 目 2 節高額療養費子ども医療費返納金を減額し充当するものです。6 目ひとり親家庭等医療対策費、19 節ひとり親家庭等医療費は、事業の見込みにより増額しております。特定財源は、16 款 2 項 2 目 9 節ひとり親家庭等医療費補助金、21 款 5 項 2 目 3 節高額療養費ひとり親家庭等医療費返納金を減額し充当するものです。7 目物価高対応子育て応援手当支給事業費は、特定財源の 15 款 2 項 2 目 4 節物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金を減額し充当することによる財源更正です。

54、55 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、27 節相島診療所事業特別会計繰出金は、一般会計から当該会計繰り出すもので減額し計上しています。その他の項目につきましても、事業の見込みにより減額しております。特定財源は、21 款 5 目 5 項 3 目 1 節一体的実施事業委託金を減額し充当するものです。2 目予防費、12 節各種予防接種委託料、成人検診等委託料は、事業費の見込みにより減額、22 節の各種返還金は、額の確定により増額計上しております。特定財源は、16 款 2 項 3 目 2 節健康増進事業費補助金を減額し充当するものです。3 目母子衛生費は、事業費の確定等により減額しております。22 節母子衛生費国庫補助金返還金につきましては、前年度補助金の確定に伴い返還が生じるため計上するものです。特定財源としまして、15 款 2 項 3 目 2 節母子衛生費国庫補助金、出産・子育て応援交付金、感染症予防事業費等国庫補助金、妊婦のための支援給付費補助金、16 款 2 項 3 目 3 節出産・子育て応援交付金県費補助金及び妊婦のための支援給付事業費補助金の一部を増額または減額し充当するものです。4 目未熟児医療対策費は、特定財源の 15 款 1 項 2 目 1 節未熟

児療育医療費負担金、16 款 1 項 3 目 1 節未熟児養育医療負担金を減額し充当することによる財源更正です。

56、57 ページをお願いいたします。6 目 18 節火葬場使用料補助金は、事業の見込みにより減額しております。特定財源は、14 款 2 項 2 目 1 節狂犬病予防注射済票交付手数料を減額し充当するものです。7 目公害対策費、18 節住宅騒音防止対策事業費補助金は、事業費の確定により減額するものです。2 項 1 目清掃総務費は、特定財源の 21 款 5 項 3 目 1 節派遣職員人件費返納金を増額し充当することによる財源更正です。2 目 10 節消耗品費は、リチウムイオン電池回収のためのペール缶購入のため増額し、12 節可燃物袋製作委託料は、事業の確定により減額するものです。特定財源は、14 款 2 項 2 目 2 節じん芥処理手数料を減額し充当するものです。3 目し尿処理費、12 節し尿処理委託料、し尿運搬委託料は、浄化汚泥の増加により増額するものです。特定財源は、15 款 2 項 3 目 3 節循環型社会形成推進交付金、16 款 2 項 3 目 5 節浄化槽設置整備事業補助金を減額し充当するものです。6 款 1 項 1 目 13 節車借上料は、事業の確定により減額するものです。特定財源は、16 款 2 項 5 目 1 節農業委員会交付金を増額、21 款 5 項 3 目 1 節農業者年金事務交付金を減額し、それぞれ充当するものです。3 目農業振興費は、事業の確定により減額するものです。特定財源は、16 款 2 項 5 目 2 節園芸農業等総合対策事業補助金、21 款 5 項 3 目 1 節活力ある高収益型園芸産地育成事業他市町負担金を減額し充当するものです。

58、59 ページをお願いいたします。4 目農地費は、10 節光熱水費及び 12 節防災重点ため池劣化状況評価業務委託料は、事業の確定により減額するものです。特定財源は、16 款 2 項 5 目 3 節農業農村整備事業補助金、21 款 5 項 3 目 1 節大蔵池管理費負担金を減額し充当するものです。2 項 1 目 12 節委託料及び 14 節荒廃森林整備工事費は、事業の確定により減額するものです。特定財源は、16 款 2 項 5 目 4 節森林病虫害等防所事業補助金、環境の森林保全交付金、荒廃森林整備事業補助金、造林事業補助金、19 款 1 項 4 目 1 節森林環境譲与税基金繰入金を増額または減額し充当しております。3 項 2 目 18 節負担金補助及び交付金は、補助金、交付金の確定により増額及び減額しています。特定財源といたしまして、16 款 2 項 5 目 5 節離島漁業再生支援交付金を減額し充当しています。3 目 12 節漁港機能保全計画更新委託料は、事業の確定により減額するものです。特定財源は、14 款 1 項 4 目 2 節駐車場使用料を増額、15 款 2 項 4 目 1 節海岸漂着物地域対策事業費補助金を減額し充当しております。7 款 1 項 2 目 18 節プレミアム付商品券発行事業補助金は、事業の確定により減額するものです。特定財源は、16 款 2 項 8 目 4 節人権・同和問題啓発事業費補助金を充当しております。

60、61 ページをお願いいたします。3 目 14 節海水浴場駐車場等整備工事費、18 節まつり新宮運営助成金は、事業の確定により減額しています。同節、電気料金負担金は、こみんかみ

かん敷地内の倉庫の電気代を旧所有者が支払っていたことが判明し、遡及して支払うため計上しています。特定財源としまして、22 款 1 項 2 目 1 節相島観光交流拠点整備事業債を減額充当しています。8 款 1 項 1 目 12 節委託料は、事業費の確定により減額するものです。2 項 1 目 12 節 JR 新宮中央駅自由通路等管理委託料は、事業費等の確定により減額するものです。2 目 12 節委託料は、事業費の確定により減額するもの。14 節町道改良舗装工事費は、繰越明許費にも計上しておりますが、JR 新宮中央駅東口のエレベーター、エスカレーターに自動フロート式の止水板及び防水壁を設置するため計上しております。特定財源は、22 款 1 項 3 目 1 節道路新設事業債、15 款 2 項 5 目 1 節道路更新防災等対策事業費補助金を減額し充当しております。4 目 10 節消耗品費は、消防点検により消火器の耐用年数が経過することが判明し、更新をするため。18 節駐輪場使用料負担金は、駐輪場利用者の増により、福岡市へ支出する負担金を増額するものです。特定財源として、14 款 1 項 6 目 2 節駐輪場使用料を増額し充当しております。

62、63 ページをお願いいたします。3 項 2 目河川新設改良費は、特定財源、22 款 1 項 3 目 2 節、河川新設改良事業債を減額し充当することによる財源更正です。4 項 1 目 12 節委託料、18 節無電柱化まちづくり促進事業補助金は、事業費の確定により減額するものです。特定財源としまして、15 款 2 項 5 目 2 節社会資本整備総合交付金の一部、16 款 1 項 6 目 2 節区市町村権限委譲事務交付金、16 款 3 項 3 目 1 節建築確認事務委託金、22 款 1 項 3 目 3 節無電柱化推進事業債を増額及び減額し充当しております。2 目 10 節光熱水費は、水道使用量の減のため。16 節公園用地購入費は、用地購入ができなかったため減額するものです。特定財源は、13 款 1 項 2 目 2 節公園管理費負担金を減額し充当しております。4 目社会資本整備事業費は、事業費の確定により減額しております。特定財源としまして、15 款 2 項 5 目 2 節社会資本整備総合交付金の一部、22 款 1 項 3 目 4 節社会資本整備事業債を減額し充当しています。

64、65 ページをお願いいたします。5 項 1 目公共下水道費、18 節公共下水道事業負担金は、公共下水道の雨水処理経費に係る繰り出し基準に基づき、一般会計から公共下水道事業会計への負担金を増額計上するものです。公共下水道補助金は、新宮中央浄化センターに係る一般会計からの補助金を減額するものです。6 項 1 目住宅管理費は、事業費の確定により減額するものです。特定財源としまして、14 款 1 項 6 目 5 節現年分駐車場使用料、15 款 2 項 5 目 2 節社会資本整備総合交付金の一部を減額し充当しております。9 款 1 項 2 目非常備消防費、18 節消防団員準中型自動車運転免許取得補助金は、執行残により減額しております。4 目 10 節修繕料は、繰越明許費にも計上しておりますが、行政無線を操作するパソコンを修繕するため。11 節通信回線料は、大雨時に自動音声システムの問い合わせなどが増加したため、それぞれ増額計上するものです。12 節防災行政無線施設保守点検委託料は、執行残により減額し

ております。

66、67 ページをお願いいたします。18 節、負担金補助及び交付金につきましては、執行残により減額しております。特定財源は、15 款 2 項 6 目 1 節社会資本整備総合交付金、16 款 2 項 7 目 2 節ブロック塀等撤去促進事業補助金、22 款 1 項 6 目 1 節防災事業債を減額し充当しております。10 款 1 項 2 目 12 節委託料は、実績及び事業費の確定。17 節教育用備品購入費は、タブレット端末購入の執行残。18 節負担金補助及び交付金は、各補助金の確定によるもので、それぞれ減額しております。特定財源としまして、13 款 1 項 3 目 1 節、日本スポーツ振興センター負担金、15 款 2 項 7 目 1 節へき地児童生徒援助費等補助金、16 款 2 項 8 目 1 節スクールソーシャルワーカー配置事業補助金、公立学校情報機器整備事業費補助金を減額し充当しております。

68、69 ページをお願いいたします。2 項 1 目小学校総務費は、特定財源、15 款 2 項 7 目 1 節特別支援教育就学奨励費補助金の一部を減額し充当することによる財源更正です。2 目 12 節委託料は、事業費の確定により減額するもので、特定財源は、16 款 2 項 8 目 6 節放課後児童クラブ室施設整備費補助金を増額し計上しております。4 目 12 節委託料も事業費の確定により減額しております。6 目 12 節委託料も、事業費の確定により減額するもので、特定財源は、18 款 1 項 4 目 2 節企業版ふるさと寄附金の一部を充当しております。8 目 12 節委託料も事業費の確定により減額。14 節施設整備工事費は、エレベーター設置工事及び給食室空調機更新工事の入札の執行残により減額するものです。特定財源として、22 款 1 項 4 目 1 節新宮東小学校施設整備事業債を減額し充当しております。10 目 12 節委託料も事業費の確定により減額するものです。3 項 1 目 19 節扶助費は、対象実績者が少なかったため減額しております。特定財源は、15 款 2 項 7 目 1 節特別支援教育就学奨励金補助金を減額し充当しております。

70、71 ページをお願いいたします。2 目 12 節委託料は、事業費の確定、14 節施設整備工事費は、体育館空調工事に係る入札執行残、18 節部活動補助金は、執行残によりそれぞれ減額しております。特定財源としまして、22 款 1 項 4 目 2 節新宮中学校施設整備事業債を減額し充当しております。4 目 12 節冷暖房設備保守点検委託料は、事業費の確定により減額するものです。特定財源は、22 款 1 項 7 目 3 節学校施設災害復旧事業債を減額し充当しております。6 目 12 節、委託料は事業費の確定、14 節施設整備工事費は、体育館空調工事に係る入札執行残によりそれぞれ減額しております。特定財源としまして、22 款 1 項 4 目 2 節新宮東中学校施設整備事業債を減額し充当しております。

5 項 1 目 18 節負担金補助及び補助金の次のページをお願いいたします。19 節扶助費は、事業見込みによる減額するものです。特定財源として、15 款 1 項 3 目 1 節子どものための教育・保育給付交付金、16 款 1 項 7 目 1 節子どものための教育・保育給付交付金県費負担金、

16 款 2 項 8 目 2 節子どものための教育・保育給付費補助金、実費徴収に係る補足給付事業費補助金、一時預かり事業費補助金を減額して充当しております。3 目 12 節委託料は、事業費の確定により減額するものです。6 項 1 目 18 節全国大会等参加助成金は、本年 1 月から 3 月にかけて上位大会へ進む個人・団体への助成金の不足が想定されるため計上するものです。2 目 18 節負担金補助及び交付金は、事業費の確定により減額するものです。特定財源は、16 款 2 項 8 目 3 節地域指導員設置事業補助金を減額、21 款 5 項 3 目 4 節青少年育成市町村民会議活動助成金を増額し充当しております。

74、75 ページをお願いいたします。5 目 12 節委託料は、事業費の確定により減額するもので、特定財源は、16 款 2 項 8 目 4 節人権・同和問題啓発事業費補助金を減額し充当しております。6 目 10 節、11 節及び 13 節は、受託事業である発掘作業を実施しなかったことによる執行残のため減額。12 節委託料は、70 周年事業のシンポジウムに係る事業費の確定及び樹木伐採に係る執行残のため減額しております。特定財源といたしまして、16 款 1 項 7 目 2 節県市町村権限委譲事務交付金を増額、21 款 4 項 1 目 1 節埋蔵文化財発掘調査受託事業収入を減額し充当するものです。9 目 10 節消耗品費は、執行残により減額しております。特定財源といたしまして、21 款 5 項 3 目 1 節生涯学習講座材料代を減額し充当するものです。10 目 12 節施設維持監理委託料は、入札及び事業費の確定により減額しております。

76、77 ページをお願いいたします。7 項 1 目 8 節費用弁償は、執行残により減額しております。7 項 1 目 13 節フレンドリータウン事業時入場料は、ライジングゼファーからの無料入場券の配布枚数が当初計画より増加し、有料入場券の購入枚数が少なくなったため減額しております。2 目 13 節車借上料は、郡民スポーツ大会時、雨天によりバスを使用しなかったため、また各種スポーツ大会出場選手助成金は、事業費確定のためそれぞれ減額しております。11 款 1 項 1 目農林災害復旧費は、特定財源、22 款 1 項 7 目 1 節農林災害復旧事業債を減額し充当することによる財源更正です。2 項 1 目 12 節測量設計等委託料は、事業費確定等による減額。14 節現年災害復旧工事費は、工事費の増額によるものです。特定財源は、15 款 1 項 4 目 1 節土木施設災害復旧費国庫負担金を増額し、22 款 1 項 7 目 2 節、土木災害復旧債を減額し充当するものです。

78、79 ページをお願いいたします。4 項 1 節学校施設災害復旧費は、15 款 1 項 4 目 2 節公立学校施設災害復旧国庫負担金、22 款 1 項 7 目 3 節学校施設災害復旧事業債を減額し、充当することによる財源更正です。12 款 1 項 1 目元金及び 2 目利子は、借入額及び利率の確定により減額するものです。13 款 1 項 1 目 27 節渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計繰り出すもので、減額計上しております。2 項 1 目 18 節児童手当負担金は、当該公営会計へ一般会計が負担するもので減額計上しております。23 節福岡地区水道企業団出資金は、

出資金の額の確定により減額するもので、特定財源としまして、22 款 1 項 5 目 1 節福岡地区水道企業団一般会計出資債を減額し充当しています。

80、81 ページをお願いいたします。3 項 1 目 24 節減債基金積立金は、令和 7 年度の普通交付税の再算定に伴い、臨時財政対策債償還基金費の算定額を積み立てるものです。1 目減債基金から、6 目宿泊税交付金基金費までの 24 節利子積立金は、積立金の利子増を見込み、増額計上するもので、特定財源として 17 款 1 項 2 目 1 節積立金利子を充当しています。

次に、歳入について説明いたします。歳出時に、特定財源として説明いたしましたもの、及び地方譲与税、国庫支出金及び県支出金などにつきましては、金額の確定及び見込み等に伴う補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

12、13 ページをお願いいたします。1 款 3 項 1 目及び 2 目は、軽自動車の登録実績見込みで増額するものです。1 款 4 項 1 目町たばこ税は、見込みよりたばこの売上が減少したことにより減額するものです。

32、33 ページをお願いいたします。19 款 1 項 2 目 1 節財政調整基金繰入金で財源調整をしております。

34、35 ページをお願いいたします。21 款 2 項 1 目 1 節預金利子につきましては、当初予定していた利率よりも上昇したため増額するものです。3 項 1 目 1 節住宅新築資金等貸付金元金収入は、償還の見込みにより減額するものです。

なお、82 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8 番 横大路 政之君） お尋ねします。60、61 ページ、商工費の電気代負担金の説明の折に、遡及支払いをするんだという報告だったんですが、こみんかみかんについては指定管理を契約しているはずなんですが、なぜこういうことが発生したのか、ご説明ください。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。説明させていただきます。こみんかみかんにつきましては、平成 30 年の 12 月に売買契約を締結しまして、前所有者から町に所有権を移動しております。このときに、電気のメーターにつきましても名義変更をしているんですけども、このとき電気が母屋の部分と別に倉庫の部分とございまして、母屋の部分については電気の名義を変更しております、もう片方の倉庫部分につきましては、そこを見落としておりまして、そのまま旧所有者の名義のままとなっております。指定管理ではあるんですけども、指定管理につきましては母屋の部分の指定管理ということにしているのと、当時の契約の中で見

落としているというところで、この分については町が負担するべきものということで、当時の契約後から現在続きまして、メーターを外した形にしておりますけども、その間の電気代につきましては町が負担して支払うというところで、今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 今の説明ですと、こみんかみかんは敷地全体に母屋とそれからプラスアルファの建物があると思うんですが、全体として敷地全体の建物に対して指定管理をしているんじゃないんですか。例えば、母屋だけは指定管理やけど、残りは町が直接管理するんだというようなやり方をしていないと思うんですが、それが結果的に今回の遡及はそういう事情であれば致し方ないとしても、管理体制としてはやはり全体で指定管理をやるべきであって、そこに分離されたものっていうのはあるべき姿ではないと思うんですが、今の説明はどういう理由でそういう説明をされたんでしょう。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。本来、一体的に扱うべきものかもしれませんが、今回こみんかみかんにつきましては母屋部分を観光交流拠点施設と位置づけまして、その部分について指定管理をしていると。残りの倉庫につきましては、町が管理をしているという状況でございました。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 少なくとも、その状況が決して望むじゃないな、適切な管理方法とは思えないんですよね。一括してやらないと、町は要するに不必要に指定管理をしてるけれども、不必要に管理の手間がかかるわけですから、その辺の契約内容もしくは管理体制というのは、もう一度検討し直す必要性が私はあると思うんですが、その状況を維持するんですか。これ3回目になりますんでね、きちんと内部で調整して、全体で指定管理を考えるべきだと思いますが、その点だけお答えください。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。現在の使用状況からしましても、町でその部分を切り離して今後管理していくのがいいかなというところで現在のところは考えております。当然、一体で貸すほうがいいのではないかという中での意見もありますので、そこはもう一度考えたいと思いますけども、取扱いがどうなるかはちょっと別としまして、また検討はしたいと思えます。

○議長（松井 和行君） ほかに。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 確認の意味で質問をしますが、40 ページかな。直接はこれあんまりないです。何が聞きたいかといいますと、ここにポータルサイトの使用料というのがあります、累計でいきますと3億700万円なんです。おおよそですよ、100万円単位で。使用率というのが、昨年度の実績で9.71パーセントあるんですかね。今年は、さとふるがこれ12パーセントですかね、この辺がちょっと入ってるんで、利用率が高くなるということはもともと予算であったと思うんですけど、大体10パーセントと予測すると、30億7,000万円ぐらいの寄附金の金額になると思うんですけども、その辺は寄附の金額っていうのは、ある程度、今分かっているんですか、見通しは。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。現状、予算ベースでは30億円のままで考えておりましたので、その中でさとふるの部分の寄附額が12月が少し伸びていましてその関係で今回補正をさせていただいているんですけれども、現実的に言うと30億円まで現状では届かないのかなというところでの寄附額が推移している状況でございます。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。37億円、昨年ありましたよね。今回30億円ということで、いろいろあったとしても、総務省のそういうものがあって、仮に30億円あるとすれば15億円入ってくるという、これはすごいことだと思うんですよ。それで、全国的な、この辺のマーケットが伸びてる云々はちょっと別にしておいて、新宮町は五十数億円いったことがありますね、3年前。年々こうなっているんですけど、それはそれとして置いて、すごくやっぱり頑張っていると思うんですよ。もうやっぱり特に12月あたりは、今年はちょっと厳しかったかも分かりません。私が思うのは、6年ぐらい前に、前の町長のときに、この体制を非常に利益というか、入ってくるので、職員の固定化をしたらどうですかということをおある委員とかが言われたと思うんですけど、なるほどなというふうに思っているんですよ。そういうスタッフ、なかなか辞められたりとかして大変だということは分かっているんですが、今後含めて、こういうスタッフを固定化して地道にやっていくということをひとつやっていったほうがいいんじゃないかなということと、あと、この前のときに、政策経営課長がいられたので、ちょっと僕が提案をしたんですけども、要はやっぱり総務省の縛りっていうのがいろいろあるじゃないですか。あーそうですかということでそのままいきますと、それで終わりだと思うんですよ。だから、知恵を悪知恵とは言いませんけど、いろんな意味で知恵をやっぱり出して、30億円が来年も30億円最低でもいけるような形の体制をとるべきじゃないかなと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。おっしゃられることは、重々理解できます。職員を多く配置して、そこに業務に従事させることで業務の改善が図れるようなことも、もしかしたらあるのかもしれないなどというのは正直思います。ただ、現実問題として、なかなか職員の配置というのが現状では今難しい状況にありますので、そこは議員がおっしゃるように、何らかの知恵を出して、知恵を絞り出して、少しでも希望の金額に見合うような寄附をいただけるような努力をしていかないといけないというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 25 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。ここで、14 時 35 分まで休憩いたします。

午後2時24分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 24. 第 26 号議案

日程第 25. 第 27 号議案

日程第 26. 第 28 号議案

日程第 27. 第 29 号議案

日程第 28. 第 30 号議案

日程第 29. 第 31 号議案

日程第 30. 第 32 号議案

日程第 31. 第 33 号議案

日程第 32. 第 34 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 24、第 26 号議案令和 8 年度新宮町渡船事業特別会計予算についてを議題といたします。なお、本議案から日程第 32、第 34 号議案までの 9 件は、令和 8 年度予算でございますので、この 9 件は一括上程し議題といたします。それでは、第 26 号議案から第 34 号議案までの議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第 26 号議案から第 34 号議案まで、令和 8 年度新宮町当初予算について説明いたします。

各会計の本年度予算額及び対前年度比につきましては、配付しております一覧表のとおりでございます。

それでは、特別会計4会計、公営企業会計4会計及び一般会計の概要を説明いたします。

令和8年度特別会計4会計の合計予算額は、31億5,322万1,000円で、対前年度比3,162万7,000円の減額、率にして1.0パーセントの減額となりました。増減の主なものについて、概略説明いたします。

第26号議案の渡船事業特別会計につきましては、前年度の船員の増員とこれに伴う船員宿舍の改修等の費用がないことによる減額、中間検査時の代船備船料がこれまでとは別の代船となることによる増額のため、特別会計全体では、前年度と比較して0.9パーセントの減額となっております。

第27号議案、国民健康保険特別会計は、一般被保険者療養給付費負担金及び一般被保険者高額療養費負担金の減により、前年度と比較して4.1パーセントの減額となっております。

第28号議案、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金が増えたため、11.9パーセント増額となっております。

第29号議案、相島診療所事業特別会計は、令和8年度に医療用器具購入費、これはレントゲン機器及びAEDなど高額な医療用機械器具費の計上があるため、前年度と比較して22.2パーセント増額となっております。

次に、公営企業会計につきまして、概略説明いたします。

第30号議案、水道事業会計は、収益的支出において、北九州市水道用水分供給受水費の増、前年度水道施設更新計画策定分及び前年度水道料金・公営企業会計システム構築の業務委託分の減、資本的支出において、立花浄水場中央監視操作施設等更新実施設計委託料の増、原上地区の下水道管渠築造に伴う配水管布設替工事等による事業費の減のため、前年度と比較して0.4パーセント減額となっております。

第31号議案、公共下水道事業会計は、収益的支出において、前年度水道料金・公営企業会計システム構築の業務委託分の減額、資本的支出において、汚水管路新設費、雨水管路建設費、ポンプ場建設改良費、福岡市和白水処理センター建設負担金、処理場建設改良費などで減額計上としていますが、処理場建設改良費、新宮中央浄化センター災害復旧工事などで増額の予算を計上したことにより、前年度と比較して31.9パーセント増となっております。

第32号議案、簡易水道事業会計は、収益的支出において、原水及び浄水費、資本的支出において、施設整備工事費を増額計上したことなどにより、前年度と比較して10.1パーセント増額となっております。

第33号議案、相島漁業集落環境整備事業会計は、施設整備の改修・更新等の予定もなく、

経常的な維持管理費の計上となっているため、前年度と比較して3.2パーセント減額となっております。

続きまして、34号議案、一般会計についてでございます。歳入歳出予算総額は、188億7,798万円、前年度と比較しまして17億5,864万4,000円の増額、率にして10.3パーセントの増となっております。

増減額の主な要因について説明いたします。2款総務費、総務管理費の庁舎等改修工事費の増によるもの、3款民生費、障害者福祉費や児童福祉総務費の扶助費、シーオーレ新宮管理費の施設整備工事費の増によるもの、4款衛生費、塵芥処理費の玄界環境組合負担金の増によるもの、8款土木費、都市計画総務費の無電柱化まちづくり促進事業補助金や住宅管理費の町営住宅改修工事費の減によるもの、10款教育費は、まず減額計上となった主なものとして、事務局費の教育用備品購入費、これはタブレット更新に係るものです。新宮中学校管理費の施設整備工事費及び新宮東中学校管理費の施設整備工事費、これはいずれも体育館空調機設置等にかかるものです。その他、幼稚園総務費の施設型給付費などが減の要因となっております。次に、増額計上の主なものとして、小学校総務費の学校給食費負担軽減補助金・給付金、立花小学校管理費の施設整備工事費、これは特別教室棟及び渡り廊下等に係る工事になります。新宮小学校管理費の施設整備工事費、これは昇降機に係る工事になります。新宮東小学校管理費の施設整備工事費、これは体育館空調機設置等にかかる工事になります。そのほか、中学校総務費の学校給食費負担軽減補助金・給付金、公民館事業費の緑ヶ浜区の公民館類似施設整備費補助金等、体育施設費の運動施設整備工事費などが増額計上となった主なものになってきます。なお、人件費につきましては、職員の増員及び人事院勧告による給与改定により、給料及びこれに付随する手当等、職員の処遇改善として地域手当の改定などにより増額しております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） お諮りします。

第26号議案から第34号議案までの9件については、議長を除く議員11名の委員会をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。新宮町議会委員会条例第7条第2項ただし書きの規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行い、互選の方法につきましては指名推薦で行いたいと思

いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法は指名推薦によるものとします。

お諮りします。予算特別委員会の委員長に、片岡誠治議員、副委員長に安武久美子議員を指名いたしたいと思います。選任することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議なしと認めます。

したがって、片岡誠治議員が予算特別委員会の委員長、安武久美子議員が副委員長に選任されました。ご協力ありがとうございました。

なお、委員長におかれましては、3月6日、9日、10日の3日間、予算特別委員会にて審査をお願いいたします。本会議終了日に、審査の結果の報告をお願いいたします。

日程第 33. 第 35 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 33、第 35 号議案、工事請負契約の変更について（上府～三代線（三代地区）道路新設工事（第 1 工区））を議題といたします。議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第 35 号議案、工事請負契約の変更について、ご説明いたします。上府～三代線（三代地区）道路新設工事（第 1 工区）について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。記といたしまして、1、変更工期、変更後の工期の末日を令和 8 年 3 月 27 日から令和 8 年 7 月 31 日に変更するものでございます。2、契約の方法は、随意契約でございます。理由といたしまして、上府～三代線道路新設工事（第 1 工区）について、他工事の影響により請負契約の内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

参考資料 1 ページをお願いいたします。1、変更理由としまして、本工事区域では同時に三代土地区画整理組合による造成工事が施工されていますが、組合工事に支障となる建物移転が遅れたため、組合工事が遅れ、後続して実施する本工事の着手が遅れることとなりました。以上のことから、本工事期間の延長を行うものでございます。2、契約の概要として、契約の相手方を記載しております。なお、参考資料 2 ページに、本工事区域と物件移転が遅延した箇所などが分かる図面を添付させていただいておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 35 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 34. 第 36 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 34、第 36 号議案、工事請負契約の変更について（そびあしんぐう外壁等改修工事）を議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 36 号議案、工事請負契約の変更について。そびあしんぐう外壁等改修工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。変更内容としまして、1、契約金額、変更後 1 億 8,409 万 3,800 円。変更前 1 億 7,720 万 8,900 円。2 としまして契約の方法、随意契約となっております。提案の理由といたしまして、そびあしんぐう外壁等改修工事に係る工事請負契約について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要が生じたので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。(1) 変更理由。今回の増加の理由といたしまして、外壁補修について、外壁タイルの不良箇所を既製の類似品による張替えで対応する予定でしたが、契約締結後に実施した材料選定の結果、既製品では現状のタイルと同等の色合い及び風合いを再現することが困難であることが判明したため、特注品による施工に変更するために工事費を増額するものでございます。(2) 契約の概要としまして、契約の相手方、株式会社立花建設ということで記載させていただいております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 36 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 36 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 35. 第 37 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 35、第 37 号議案、財産の取得について（AI ドリルアカウントライセンス購入）を議題といたします。議案の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） 第 37 号議案、財産の取得について。下記のとおり、財産を取得するものでございます。記といたしまして、1、取得財産、AI ドリルアカウントライセンス購入。（AI 型教材「Q u b e n a」）2、契約の方法、随意契約。3、取得金額、1,868 万 7,240 円。うち消費税及び地方税額 169 万 8,840 円。4、業者名、東京都文京区小石川 2 丁目 3 番 23 春日尚学ビル 3 階、株式会社 COMPASS、代表取締役、佐藤潤。5、納期、契約締結の日から令和 8 年 4 月 3 日まででございます。提案理由といたしまして、児童生徒に向けて導入しているタブレット端末について、小学校 3 年生から中学校 3 年生までを対象に個別最適な学習を促進するため、AI ドリル導入のためのアカウントライセンスを新たに取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。参考資料をつけさせていただきます。1、随意契約の理由といたしましては、児童生徒一人一人に対し、1 問ごとに AI 分析を行い、解答内容や解答時間、過去の学習履歴から習熟度を瞬時に分析し、個別最適化された問題が出題されるなど、他の AI ドリルには備わっていない機能を有していること、また、株式会社 COMPASS 独自の製品であり、他社では取扱いがないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約により購入するものでございます。（2）概要といたしましては、ア、対象は記載のとおりでございます。イ、アカウント利用 ID 数は、3,146ID。ウ、アカウント利用期限につきましては、令和 9 年 3 月 31 日までとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7 番 大牟田 直人君） 一定の成果も見られている、ここをちょっと具体的にもうちょっとお願いします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） こちらの AI ドリルにつきましては、令和 6 年度から入れさせてもらっております。令和 6 年度の 1 年間、状況を確認いたしますと、授業、それから自宅に持ち帰っての使用というのが、頻度的にはかなり少なかったんですけども、令和 7 年度に関しましては、まず授業での使用がかなり増えてきたというところで、子どもたちにとっては 7 月の夏休み期間中だとか、そういったところでも利用がかなり高くなっております。7 年度につきましては、月に 1 回以上使用したという割合につきましては、全体で大体 76.6 パーセン

トになっております。小学生では 81.6 パーセント、中学校につきましては 71.3 パーセントと、日常の学習に定着してきているのかなというふうに思っております。そういったところを踏まえまして、本町のほうといたしましても、学力状況調査等の状況を見ながら、今後の活用の推移を見ていきたいというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 利用が増えてるというのは分かったんですが、これが効果があるのかというところが1番大事だと思うんですよ。最近報道されているところでは、ヨーロッパのほうでは紙に回帰しているという話が出ていると思います。こういう ICT の先進国と言われたところが、紙の教科書に戻っているというのが言われていると思います。AI ドリルって問題が出て、答えを入力すると思うんですけど、その辺の、以前聞いたことがあるのは、適当に入れたら答えが出てきて、それを覚えていけばいいとかいう話を以前聞いたことがあるんですよ。そういうのって、バージョンアップとかされていると思うんですけど、そういうのをするとあなた駄目だよ、みたいなそんな改善とかされているんですか。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） 今現在の AI ドリルに関しましては、まずそういった改善がされているかどうかというのは、ちょっとすみません、ちょっと手元に資料がないんですけども、稼働に関しましては、昨年も議員のほうからもお話をいただきまして、各学校に定着するような、教員も教職員も含めて、そういった形で推進をさせてもらってきております。そういった中で、今後デジタル化に伴って全国学力調査のほうも今後デジタル化に進んでまいりますので、そういったところにつきましても、この AI ドリルだけではなくて、学習 e ポータルとしての機能も有しているところもありますので、その辺と関連づけながら対応はやっていきたいと思っております。ただ、今、かなり夏休みの期間中に自宅で子どもたちが学習しているなという状況は把握させてもらっているんですけども、その内容については、どういった学習の対応をとってあったかっていうところの内容については、ちょっと今のところ把握していません。すみません。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） ありがとうございます。一定の成果ということであれば、新宮町の子どもたち、小中学校は全国学テストでも、かなり県下でもかなり優秀な成績をとっている。ただ、それが AI ドリルを活用したから、それに結びついたかというのは検証はしておりませんが、本町の子どもたちの学習成果としては高いものがある。近々のそういった部分と、もう一つは国が進める ICT 教育を進めていくという方針の中で、本町も1人1台のタブレット端末を準備している。それを有効活用するためには、この AI ドリルの活用というのはす

ごく有効であるということは、過去の事例からも明らかでございますので、それを本町でも活用していくと。それは、なぜそうやっていくかっていうと、やっぱり将来的にやっぱ ICT 教育を、今の子どもたちが社会に出たときに、そういった場面に多く触れるということが一番大切な部分で、その資質能力を高めるために今、本町ではそういったタブレット端末 1 人 1 台、それと AI ドリルを活用しながらする学習方法で、子どもたちの資質能力を高めていくというところで、それも一つの将来に向けての一定の成果を図るための取組ということで考えているところです。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7 番 大牟田 直人君） ぜひ、AI ドリルの導入前から新宮町は学力が高かったのも、AI ドリルを入れたから高くなったという関連性はあるかもしれないですけど、ちょっと分からないと私は思っています。AI ドリルを入れたから使うというよりも、必要だから AI ドリルを使うという、必要かどうかの検証もしっかりやっていただきたいなと思います。本当は違う形のほうがいいかもしれない。ICT 教育と言ったら AI ドリルかって言ったら、個人的にはちょっと違うんじゃないかと私は思っています。どっちかというプレゼンテーション能力だとか、そういうところかなと私は個人的には思っています。なので、実際 ICT 教育、ICT を使える子どもたちを育てるのが果たして AI ドリルなのかということも含めて、ぜひ更新のたびに検討していただけたらなと思います。答弁は結構です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4 番 安武 久美子君） お尋ねします。この金額を 3,146 台分ですよ。割りましたら 1 台 5,940 円になると思うんですが、これはこういう相場なのかなっていうのが一つと、それから令和 9 年 3 月 31 日まで、1 年間しか使えないっていうわけですよ。また来年は別のものを更新するということでしょうか。お尋ねします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） こちらの分につきましては、随意契約、この事業者しかやっていないということで、先ほどご説明させていただいたんですが、全体的にここの部分の内容で単面的にそれが妥当なのかということに関しましては、全く機能とかは別になってくるので、そこら辺のところについてはちょっと把握し切れておりません。とにかくやっている業者自体しかやっていないということで、その部分の内容は当然、うちの仕様と見比べながらちゃんと精査をさせてもらっております。こちらのほうの内容につきましては、単年度での契約となっておりますので、4 月からスタートができて来年の 3 月末までという形で、毎年更新していく予定でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。牧野議員。

○議員（10番 牧野 真紀子君） この AI ドリルを導入したときに、ここの文言にも書いてあるんですけど、本当に一人一人に合った授業、学習能力ができるということで、自分が失敗して分からないところはまた同じような問題が出てきて、繰り返すことができる。うわあ、すばらしいものだなって言うふうに、私自身はずっと思っていたんですね。そして、今聞いて、それを学校でも使いながら、家庭の学習の中でも使いながら、ものすごい利用活動がすごく使われているんじゃないのかなって言うふうに思っていたら、何か先ほど月 1 回の使用が 70 数パーセントとかいうふうに、夏休みは多く使われましたよって言うふうなお話だったんですけども、こういうすばらしいものをお金をかけて導入するのであれば、もっと子どもたちに、それを学ばせていかないといけないような、そういう教えをしていく。せっかく導入した以上は、もっと頻繁に使っていく、よその学校なりがよその自治体が使っていない、新宮町が独自にこういうようなことをしているって言う以上、もっと活用すべき方策をとるべきじゃないかなと思うんですけども、そのところ月 1 回の頻度が 70 数パーセントのところとちょっと兼ね合いがよく理解ができてないもので、そのところの説明をちょっとお願いします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） 議員がおっしゃるとおり、当初導入のときから最適化ということで、個人の弱い部分、学習のところの弱い部分を AI が見つけ出して、そこを分析して再度、またいろいろな、それに近い問題を出していくという形で、一応、学校現場での活用については、先ほど若干、月 1 回で 80 パーセント弱ぐらいになっていますけども、これまで家庭での学習の復習、そういったところのツールだったりとか、あと朝活の時間を利用して子どもたちが利用頻度が上がってきたというところ、それから授業における思考判断、先生たちも含めてそういったところが判断できるような取組で教育をされているというところで、今、徐々に稼働的な率が上がってきているのではないかというふうには思っておりますので、今後おっしゃるように、さらに子どもたちたちが使って学力も上げるような形で使って役に立つといった AI ドリルにしていきたいというふうに、今後も検討していきたいと思います。

○議長（松井 和行君） 牧野議員。

○議員（10番 牧野 真紀子君） せっかくいいものを導入して、子どもたちに与えて学習意欲を高めていくっていう上で、やはりそのできなかった子どもたちにできたという喜び、それをどんどん同じものを修復して、できたという喜びを与えるために、やはり一人一人先生も大変だと思うんですけども、何パーセントっていうのは、使ってますか、使ってないですかとかって言って子どもが手を挙げたりして、その総括だと思うんですね。

そうじゃなくって、使っていない子にはこういう使い方もあって、こういうことができるよって言って、やはり一人一人が使えるように、もう少し目配りなりをしていただいて、もっとすばらしい新宮町、教育環境が整って学習能力も高いということですので、しっかりとやっていただきたいなということは申し伝えておきますのでよろしくをお願いします。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですね。はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 37 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 36. 第 38 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 36、第 38 号議案、字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第 38 号議案、字の区域及び名称の変更について。住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による住居表示の実施のため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、令和 8 年 11 月 15 日から、本町内の別図 1 に示す字の区域及び名称を別図 2 に示すとおり変更するものでございます。理由といたしまして、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき住居表示を実施するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページの別図 1 をご覧ください。図面において赤い太枠で囲ったエリア、大字下府を 2 ページ目の別図 2 のとおり、令和 8 年 11 月 15 日から人丸 1 丁目と人丸 2 丁目に変更するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 38 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 38 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 37. 第 39 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 37、第 39 号議案、町道路線の認定について（三代土地区画整

理事業地内新設道路)を議題といたします。議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長(稲光 豊君) 第 39 号議案、町道路線の認定について、ご説明いたします。

今回認定する路線は、路線番号 681 から 687 の 7 路線で、それぞれの路線名、起点、終点、道路の種別は記載しておるとおりでございます。理由といたしまして、福岡広域都市計画三代土地区画整理事業の施行に伴い、新たな区画道路整備が進み、令和 8 年度中に土地利用が開始されるため、町道路線の認定を行うもので、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり、同条第 2 項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、1 ページに、認定路線図、2 ページ、3 ページに道路標準断面図を添付いたしておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長(松井 和行君) 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松井 和行君) ここで質疑を打ち切り、第 39 号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松井 和行君) 異議がないので、第 39 号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。庵原委員長、よろしく願いいたします。

日程第 38. 第 40 号議案

○議長(松井 和行君) 日程第 38、第 40 号議案、相島辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長(高木 昭典君) 第 40 号議案、相島辺地に係る総合整備計画の策定につきまして説明いたします。理由といたしまして、相島における公共的施設を総合的に整備するため、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年間の辺地総合整備計画を定めるに当たり、福岡県知事との協議が整いましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。1、辺地の概況としまして、辺地を構成する地域は相島になります。2、公共的施設の整備を必要とする事情としまして、(1) 相島の概況を 1 ページから 2 ページにおいて記載しております。2 ページをお願いいたします。(2) 施設の現状と課題としまして、6 事業を挙げております。まず、ア、相島診療所医療機器整備事業としまして、耐用年数を迎える医療機器の更新。イ、相島消防設備整備事業といたしまして、水上分団の格納庫の建て替えと小型ポンプの更新。3 ページをお願いいたします。ウ、相島簡易水道施設更

新事業としまして、相島浄水場、攪拌機の更新。エ、相島小学校体育館・新宮中学校相島分校多目的ホール空調及びLED照明設備整備事業としまして、空調設備の設置と蛍光灯の製造終了に伴う機器のLED化。オ、相島観光振興設備整備事業としまして、公衆用トイレの改修。カ、相島漁業施設整備事業としまして、相島漁港給油施設タンクの取り替えを計画しております。4 ページをお願いいたします。3、公共施設の整備計画といたしまして、この6事業について事業主体名、事業費、財源内訳、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を記載しております。なお、5 ページに福岡県知事との協議が整ったことの資料を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第40号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第40号議案は原案のとおり可決されました。

日程第39. 第41号議案

○議長（松井 和行君） 日程第39、第41号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（片山 勇二君） 第41号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について説明いたします。提案理由といたしまして、本町は両筑衛生施設組合に委託しているし尿終末処理事務の委託期間を延長することについて協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。新宮町と両地区衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように改正するものでございます。附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、委託期間を1年間延長するものでございます。

附則といたしまして、この規約は協議成立の日から施行するものでございます。なお、次のページに参考資料として新旧対照表をつけております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 41 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 41 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 40. 第 42 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 40、第 42 号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 42 号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から久留米市外三市町高等学校組合を脱退させ、令和 8 年 4 月 1 日から、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。提案理由といたしまして、令和 8 年 3 月 31 日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和 8 年 4 月 1 日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。今回の変更は 2 点ございます。まず、別表の 1 を改正いたします。別表の 1 について、糟屋郡の文字が正しい「糟」の字になっておりませんでしたので、そちらを全て旧字体といたしますか、「曹」という字の「糟」の字に変更するものでございます。合計で 3 か所ございます。もう 1 点が、先ほど申しました理由の内容になります。別表第 1 のほうで、三井郡の項中「久留米市外市町高等学校組合」を削るものでございます。また、同表中にあります「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に名称を改めるものでございます。及び別表の第 2 につきましても同じような理由での削減と改正をするようにしております。

なお、附則としまして、この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。参考としまして、新旧対照表を 2 ページ以降に添付させていただいております。ご参照ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 42 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 41. 報告第 1 号

○議長（松井 和行君） 日程第 41、報告第 1 号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。内容の説明を求めます。地域協働課課長補佐。

○地域協働課課長補佐（大賀 純治君） 報告第 1 号、専決処分の報告について、ご説明いたします。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

1 ページをお願いいたします。専決第 2 号、専決処分書。令和 7 年 8 月 25 日に発生しました新宮町消防団第 2 分団消防車両による接触事故について、これに対する損害を賠償し和解するものでございます。1、損害賠償の額、10 万 3,680 円。2、損害賠償及び和解の相手方は、別紙のとおりとなっておりますので、ご参照ください。3、和解の条件、本件に関して上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 42. 報告第 2 号

○議長（松井 和行君） 日程第 42、報告第 2 号、令和 8 年度新宮町土地開発公社事業計画についてを議題といたします。内容の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 報告第 2 号、令和 8 年度新宮町土地開発公社事業計画について。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 8 年度新宮町土地開発公社事業計画を町議会に報告するものでございます。

1 ページをお願いいたします。令和 8 年度新宮町土地開発公社事業計画につきましては、町事業関連用地取得事業といたしまして、事業費 8,000 万円。内容といたしましては、千年家緑地整備事業用地、上府～三代線道路整備事業用地等の取得でございます。県事業関連用地取得事業につきましては、令和 8 年度の事業実施予定はございません。参考資料といたしまして、

2 ページに位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 43. 報告第 3 号

○議長（松井 和行君） 日程第 43、報告第 3 号、令和 8 年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画についてを議題といたします。内容の説明を求めます。教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 報告第 3 号、令和 8 年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について、お手元の資料をもとにご報告いたします。

それでは、事業計画について、2 ページから 5 ページをお願いいたします。実施する事業につきましては、(1) 芸術文化の普及振興事業、いわゆる鑑賞型の事業、(2) 地域住民の芸術文化活動の活性化促進、(3) 学習活動の機会提供、(4) 広報事業の 4 事業分野を核として取組を行ってまいります。令和 8 年度は、そびあしんぐう開館 25 周年の年でもあるため、財団事業も多くの事業を冠事業として実施する予定であり、これまで取り組めていないジャンルの事業も追加する予定です。2 ページ (1) 芸術文化の普及振興事業では、コンサートや落語・浪曲など、多様な世代の方々に心から楽しんでいただけるような事業の実施を予定しております。2 ページから 3 ページ、(2) 地域住民の芸術文化活動の活性化促進としましては、例年、好評をいただいております精華女子高等学校吹奏楽によるコンサートや夏休み映画上映会などの事業に加え、素焼きの人形と照明、博多弁を合わせた「あかり絵」の展示会を行います。これらは、福岡市在住の造形作家による作品をそびあしんぐうのホワイエに展示し、その魅力を実感していただくものになります。3 ページから 4 ページ (3) 学習活動の機会提供事業としましては、舞台芸術体験プログラムや次年度で 10 周年となります住民参加型ミュージカルに加え、1 事業を追加しまして、福岡県で活躍されている小説家や漫画家の方をお招きした福岡作家サミット in 新宮町を開催いたします。これらは、SF やホラーなど各界の作家によるトークショーとなっております。なお、住民参加型ミュージカルにおいては、一般財団法人自治総合センターの助成金を申請中でございます。これらの事業を通し、郷土愛や文化芸術への理解を高め、文化芸術を通じた人づくり、まちづくりへの貢献を図ってまいりたいと考えております。続いて、収支予算については、7 ページをお願いいたします。財団としての総収入は、予算書中段、当期収入合計 5,810 万 7,000 円。総支出は、予算書下段、当期支出合計 5,763 万 5,000 円です。A から C を差し引いた収支差額の 47 万 2,000 円につきましては、

財政調整積立金として活用させていただきます。なお、そびあしんぐう開館 25 周年記念事業につきましても、財政調整積立金を取崩して充当することとしております。また、8 ページから 10 ページに事業費詳細計画を、11 ページに管理費詳細計画を添付しております。

以上、令和 8 年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算の報告をさせていただきます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 44. 報告第 4 号

○議長（松井 和行君） 日程第 44、報告第 4 号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 報告第 4 号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第 2 条の規定により、議会に報告するものでございます。

1 ページをお願いいたします。今回の報告につきましては、令和 7 年 11 月から令和 8 年 1 月分になります。まず 1 点目、予定価格が 200 万円以上の工事又は製造の請負契約につきまして、一般会計については 12 件、2 ページ目にいきまして、特別会計についてはございません。2、予定価格が 100 万円以上の委託契約につきましては、一般会計が 6 件、特別会計が 2 件となっております。3 ページをお願いいたします。事業会計 4 会計につきまして、1 としまして予定価格が 200 万円以上の工事又は製造の請負契約が 3 件、2 といたしまして予定価格が 100 万円以上の委託契約が 1 件となっております。なお、参考資料といたしまして、入札結果表を別途添付しておりますので、ご確認ください。報告は以上になります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 45. 報告第 5 号

○議長（松井 和行君） 日程第 45、報告第 5 号、令和 7 年度定期監査の結果についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。牧野議員。

○議員（10 番 牧野 真紀子君） 定期監査、お疲れさまでした。この報告の中の補助金の交付に関する事務についての中でちょっとお伺いしたいと思います。補助金の交付に関しまし

ては、一応申請があつて、そして金額が決定して、そしてまた終わった後、事業報告を添付しないといけないというような様々な手続きがあると思うんですけれども、そういった中で、書類の不備や内容の確認不足等が見受けられたというふうに、ここに記載されているんですけれども、具体的にどのような内容だったのかという点と、そして、こういったことを踏まえて適正に事務処理をするために、今度は必要に応じて、こういった要綱の見直しも検討されたいというふうに、ここに書かれているんですけれども、見直しの検討をどうする、具体的な内容、どういうものなのかっていうことがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（松井 和行君） 井上監査委員。

○代表監査委員（井上 正剛君） はい。お答えいたします。まず、書類の不備という点ですけれども、補助申請に必要な書類が添付されていなかったりとか、そういうことが見受けられました。それから、また団体に対する補助金についてなんですが、補助申請から交付決定までの一連の事務を担当職員が行っていたケースがありましたので、申請と交付する手続きが同じ職員がするというのは適当じゃありませんので、補助申請は当該団体がするように、適正な事務処理を努められたいとしております。それから、必要に応じて要綱の見直しもというところですが、新宮町多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業の実施要綱がございませぬ。同じように、幼稚園等の預かり保育料の助成事業も同じような要綱なんですが、この助成事業は施設等利用給付認定と同じく、認定の有効期間を2年と設定していますので、要綱に認定申請の締切りなどを記載するなど、見直しの検討をされたいというふうにしております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 牧野議員。

○議員（10番 牧野 真紀子君） 最後のところのこの要綱の見直しっていうことでは、受けやすい人が分かりやすいということで、抜けている文言をきちんと記載してやっていきたいということは、それはよろしくお願ひしたいと思います。この書類の不備なんですけれども、その書類が申請して、そしてもう報告もなしにとかっていう過去にいろんなパターンがあったと思うんです。そして、先ほど言われたように、職員が全て申請しているっていう、それは私自身もやはりいただく側がきちんと申請を出して、交付申請を出して、そしてそれを受けて、そしてきちんと報告書なりを出すっていうことで、それをもう前からずっとあったんですけれども、そういったことをきちんと一連のこの補助金をいただく過程で、今後しっかりと監査なりで見ていただいて、そういった漏れがないように今後していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですね。ほかにはございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 46. 報告第 6 号

○議長（松井 和行君） 日程第 46、報告第 6 号、例月出納検査結果報告について提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。以上で、報告を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 44 条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時38分散会
